

## 令和元年第4回 飯塚市議会会議録第4号

令和元年9月10日（火曜日） 午前10時00分開議

### ○議事日程

日程第8日 9月10日（火曜日）

### 第1 一般質問

### ○会議に付した事件

議事日程のとおり

### ○議長（上野伸五）

これより本会議を開きます。昨日に引き続き一般質問を行います。7番 金子加代議員に発言を許します。金子議員、個別業者に関する質疑通告がっておりますが、企業活動への影響等にも十分鑑みた上で、質問をしていただきますようお願いをしておきます。7番 金子加代議員。  
○7番（金子加代）

議員になり、4カ月半がたちました。毎日、市民の皆さんにこの議会の何が届けられるか、自分自身で模索しながら、精いっぱいやっております。それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、二瀬地区にある白旗山周辺のメガソーラー乱開発に対する住民の安全保障についてお聞きします。6月議会で私は、けやき台団地上にある快適空間FCには、福岡県を通じて住民と現地に入り、安全チェックをしたいと市に要望をしました。その後、けやき台の住民が「雨が降るとび不安だ」、「子どももいるから心配だ」と言われました。そこで、去る7月27日にけやき台の住民を対象に、快適空間FCの社員の方と開発地域で見学説明会が開催されました。その日、50名以上の見学者が参加しており、関心の高さを感じました。実際にメガソーラー開発場所に入ってみて、大きく4つの問題を感じました。1つはパネルの下のモルタルの塗り方、2つ目はパネルを支えている鉄パイプ、3つ目はのり面擁壁の亀裂、4つ目は調整池下の土砂の流出です。それでは詳しく説明します。通常モルタルは地面に塗る場合、地面を固定するために網を設置し、その上からモルタルを塗るようになっています。しかし、この場所では地面にモルタルが直接塗られており、いたるところでそれが割れ、剥がれ落ちておりました。さらにその上に修理と思われるモルタルを塗っていましたが、ばらばらになって、結局地面がむき出しになっておりました。雨が降った場合、雨水は水路に入らず直接地面に入り込んでしまっている現状がありました。また、パネルを支えている鉄パイプは、工事に使う足場に使うものを使用されておりました。このモルタル、また支えている鉄パイプが、あと20年もつのか大変不安を感じます。そして、メガソーラーの敷地に入るための道路横には大きなのり面の擁壁があり、それが縦にも横にも亀裂が入っていました。また、調整池下の土砂が流出し、けやき台の側溝に土砂がたまり、側溝には10センチぐらいしか水が流れないところもあります。雨が降ったら側溝から水が吹き出している、そういう状況がありました。この状況を、私は地元住民の方と市にお伝えしました。市としてこの状況をどう思われたかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

今、議員からご指摘がございました7月27日の現地での施設案内におきまして、ただいま申し上げられました4つの不具合、不適切な状況につきましては、確認をさせていただいております。私ども市といたしましても、その資料等をお受けして、8月8日に本市の所管課職員が福岡県の農山漁村振興課を訪問いたしまして、地域住民の方々より、ご提供いただいた写真等々もお持ちしまして、情報の共有を図ったところでございます。その中で、許可権者である福岡県に対しまして、この快適空間FCに対し、ご指摘の補強補修工事等について指導をいただく、強く指導するよう要望をいたしたところでございます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

それでは、このような状況を、許可権者である福岡県はどのように回答されていますか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

この状況については、ただいま申されましたモルタルの張りつけの状況とか、排水の状況、そういうものにつきましては、これは補修工事を強く指導する必要があるということで、現在、施工業者のほうに技術的な指導も含めて指導されていると伺っております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

毎年雨がたくさん降って、どんどんやっぱり亀裂がひどくなると思うんですよね。雨が降るたびに大変不安になりますので、期限を決めて、いつまでにどうしていただくかということを決めていただければと思います。それでは、事業所から何か返答がございましたか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

私どものほうに直接的な、私どもというか、林地開発の分野については、直接的なご回答というのはいただいておりますけれども、県のほうの指導内容等々について、県を通じてお話は伺っております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

では、けやき台とメガソーラー設置場所の間に残置森林がありますが、これはどこが管理するようになっているのか教えてください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

残置森林の管理につきましては、事業者でございます快適空間FC様が行うこととなります。しかしながら、お話も伺っております開発地帯から伸びた樹木の枝、草などが隣接する電線等に絡んでいたり、擁壁を伝う形で開発地外へはみ出している状況についても、私どもも確認しております。そのような中で樹木の生育によって擁壁等への悪影響が発生することがないように、県を通じて事業者である快適空間FCに対して、適切な管理を行うように指導を要望しているところであり、現在、その管理のほうに着手しているというふうなことも確認をさせていただいて

おります。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

どうしても業者という方たちは、自分たちのメガソーラーの地域のことは一所懸命されると思うんですが、その影響というのが住民の方たちの安全を確認できなくなってしまうので、そこを管理するのはやっぱり市の役目ではないかと思っておりますので、どうぞご指導をお願いいたします。それでは、けやき台の側溝に水がたまっているんですが、それは確認されておりますか、教えてください。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

その件につきましては、けやき台自治会長と現地で立会を行い、確認を行っております。側溝やためますに土砂が堆積し、水の流れを阻害している状況でございましたので、土砂の撤去を行うことにより改善することとしております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

いつもそういうふうにしますと言っているんですが、いつするかというのを教えていただけますか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

現地のほうで立会をしておりますので、自治会長と日にちを調整しながら、早急に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

早急な工事をよろしく願います。では次に、緑ヶ丘団地の横のノーバル・ソーラーについてお尋ねいたします。4月までは大変自然豊かな地域でしたが、土肌があらわになり、とても無残で心が痛くなります。8月6日にノーバル・ソーラーの横を通ったんですけど、そのときにたまたま、開発地域の横の歩道で工事が行われていました。その工事の内容がどんなものなのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

その工事につきましては、調整池工事のため地盤を掘り下げていたところ、隣接する市道側に想定外の地下水があり、歩道部分の地盤に影響を及ぼし、数カ所ひび割れが生じたため、早急に施工業者がひび割れした部分にセメントを流し込む応急的な作業を行ったものでございます。なお、工事再開後は目立ったひび割れ等も発生しておりません。また、全体の工事完了後におきましては、現況回復を行うことを、業者に対し確認を行っております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

工事の場所ではなくて、それ以外の市道にひびが入るといのは想定外と言われますけど、や

はり大変な災害だと思ひ、市民に迷惑がかかることなので、しっかりと指導をお願いいたします。それから、ノーバル・ソーラーは福岡県に対して、てんまつ書を提出したとの話を聞きましたが、その対応についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

ご指摘のてんまつ書でございますけれども、福岡県に確認をさせていただいております。令和元年6月22日付で、ノーバル・ソーラーから福岡県知事に対しまして提出されたてんまつ書でございます。その内容についてご説明をさせていただきたいと思ひます。3点の内容が記載されておりまして、まず1点目は、文化財調査の事情で開発地域の最下流部に位置する調整池の完成前に、樹木の伐採を行ったと。これについては、福岡県への連絡調整をすることなく実施したということに対する陳謝でございます。2点目につきましては、造成工事の実施については調整池完了後に行うことはもちろんのこと、1点目で行った樹木の伐採によって生じた工程の変更に伴い、導水路を含む沈砂池や仮調整池などの各種防災施設を設置することと、最下流部の調整池を大至急構築することとでございます。最後に3点目でございますが、地域への対策、市への現状説明等々について、これまで以上に配慮し、行うという旨の内容でございました。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

福岡県に提出した防災を考えた計画にのっとらずに、ノーバル・ソーラーは調整池ができる前に樹木伐採を行ったということですね。そして、今後は地域の対策や飯塚市へ現状説明を今まで以上に配慮し、行うと言われたということですね。それでは確認です。てんまつ書が提出された日付ですが、6月22日で間違いありませんか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

これにつきましても県の所管課のほうに確認いたしまして、日付は6月22日付で、県のほうが受領したのが6月27日。この期間について、そのずれについて確認いたしましたが、その内容については文書の文言の訂正等々に時間を要したということで、日付は27日で受領したということでございます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

6月22日に提出し、6月27日に受け取られたということですね。先ほど私が言った調整池の工事の施工中に市道の歩道部分にひびが入って、想定外の工事をされた、想定外と言われましたが、その日が8月6日でした。ということは、てんまつ書を出した、工事を気をつけてやりなさいと言ったそのてんまつ書を出した後にも不具合が見つかったということですね。これに対して市はどのようなふうに見えるのか教えてください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

ただいまのご指摘のとおり、8月5日にこの工事を変更した中で、市道等の亀裂等々が発生したということは現地も確認させていただいております。当然のことながら、指導を受けた中でございますので、今後とも、適切な事業が展開されるよう、先ほどのてんまつ書にございましたとおり、市及び地域の方に十分な説明をいただきたいというふうを考えております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

てんまつ書は、私から言えばレッドカードみたいなもので、イエローカードではないと思うんですよね。そこをやっぱり許していく市の体制というのは、本当に市の立場を守るものなのかというところを私はすごく考えます。ずっと緑ヶ丘の方たちを初め、幸袋の方たちは自分たちの自然を守ろうと、何年も何年もかけてやっておられました。その気持ちを十分に考えて、しっかりとした指導をよろしくお願いいたします。

それでは、まだ建設計画のあるアサヒ飯塚メガソーラーについての質問をさせていただきます。これ私の時間の都合上、簡単に要求だけさせていただきます。私は7月27日に二瀬地区、幸袋地区で開催されました説明会に参加させていただきました。その中では、工事の計画というのが約2年間とだけ明記されていて、計画の内容やどんなものが行われるかというのは全くなかったです。私は、けやき台に住んでおまして、先ほど申しました快適空間FC、そして今申しましたノーバル・ソーラー、どちらもずさんとしか言いようのない工事だと思っています。もともと、国の計画したものというか許可する内容が余りにもずさんだからこんな結果になり、市民の人たちが大変不安になる、台風が来ているというだけでも不安なのに、その上メガソーラーが建つというだけで、さらに不安は倍増しているということを考えて上で、その間にあるけやき台の快適空間FC、そしてノーバル・ソーラーの間に約10倍の土地のメガソーラーが建つということを十分考えられて、市民の気持ち、そしてまた、そこで使う市政の方たちも大変、ある意味大変な時間と労力を割いてあると思いますよね。なので、ぜひそのところをよく検討されて、市民の安全を守っていただくようお願いいたします。そうしなければ、二瀬、幸袋地区は飯塚市の掲げる都市目標である住み続けたいまちではなくなります。それによって人口減少も考えられると思います。しっかりした市民の生活を守る、しっかりした体制づくりをよろしくお願いいたします。

では、次に行政における男女共同参画の推進についてお尋ねいたします。市は「第2次飯塚市男女共同参画プラン」の策定をしております。その中で、飯塚市特定事業主行動計画に基づき、市が事業主の模範となるために取り組みを進めるとしてしております。その特定事業主行動計画の目的を教えてください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

地方公共団体の機関及び長は特定事業主として、その行動計画の策定が義務づけられております。本市におきましても、平成27年度から令和元年度までを計画期間とする「飯塚市特定事業主行動計画」を策定しているところでございます。その目的は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、正規職員、非正規職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員の要望に即した次世代育成支援対策を、計画的かつ着実に推進するため、本行動計画を策定し、公表することとしたものでございます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

この計画は、人材育成計画そして女性活躍推進法をもとに正規職員とそれ以外の職員に対して、仕事と生活を支援する計画であるということですね。それでは、昨日同僚議員から同様の質問がありました。正規職員、またそれ以外の人数の比率を教えてください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

正職員、本市でいう常勤のフルタイム勤務の職員でございますが、男性が513人、女性が369人、合計882人となっております。構成比は男性が58.2%、女性が41.8%でございます。それ以外の職員、いわゆる非常勤で短時間勤務の職員でございますが、男性が217人、女性が508人、合計725人で、構成比は男性が29.9%、女性が70.1%となっております。なお、常勤、非常勤の特別職は含んでおりません。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

ここも大変矛盾を感じたんですけど、飯塚市特定事業主行動計画では、正規職員、非正規職員と書いてありますが、この飯塚市ではそういう言い方はせず、常勤とか非常勤と言われるということで、もともとその計画の中に使わない言葉があること自体、とても私は不自然さを感じております。飯塚市では常勤、非常勤ということではよろしいでしょうか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

飯塚市ではそのような呼び方をしております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

それでは常勤という言い方をさせていただきます。常勤の職員は女性の割合が約4割、非常勤職員では約7割ということ、また、全体で1607名のうち、全女性は半分を超える877名。そしてまた、全体の約3割が非常勤職員の女性職員だということですね。では、先ほどご説明いただいた特定事業主行動計画の中で、具体的な数値目標が設定されているか教えてください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、いわゆる女性活躍推進法に基づきまして、女性の登用に関する数値目標を設定しております。本計画実施における具体的な数値目標としましては、令和2年度末までに、1. 男性の育児休業取得率を13%以上、2. 男性の育児参加のための休暇取得率を制度取得可能な者の50%以上、3. 女性の管理職の地位に占める割合を15%以上とする数値目標を設定いたしております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

立派な目標が立てられていると思いますが、その実態について教えてください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

まず、1の男性の育児休業取得率の実態は平成29年度が1人、10%、30年度がゼロ人です。また、2. 男性の育児参加のための休暇取得率の実態は、3年間でゼロ%であります。3の女性の管理職の地位に占める割合の実態ですが、この行動計画の中での数値目標の対象となる管理的地位にある職員とは、課長級以上及び所長などの決裁権限を有する課長補佐級職員としております。本年度4月1日現在で14.5%となっております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

高い目標と実態、その課題が大きく見えるのではないかと思います、その課題の原因は何ですか。また今後どのような取り組みを考えておられますか、教えてください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

これまで職員に対し、特別休暇制度の周知に取り組んでおりますが、実態から制度の浸透ができていないと考えられ、周知に問題があるものと思われまます。公表しておりますとおり、男性職員には育児参加のための休暇と配偶者出産休暇がございますが、質問議員ご指摘のとおり、育児参加のための休暇はゼロ%、配偶者出産休暇は47%と取得率の開きがございます。この結果から、制度の浸透に差があるものと考えられることから、よりわかりやすい情報の提供を積極的に行う必要があると考えております。現在男女ともに同じ内容で周知しておりますので、男女別に取得可能な休暇制度、また、事例等を記載したわかりやすい形で周知することや、該当職員個人に対する周知にも取り組んでまいりたいと考えております。あわせて、全庁的にも周知することで休暇決裁時に上司から制度の情報提供や取得しやすい職場環境づくりにつなげていければと考えております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

抜本的な考え方を変えないとゼロ%のままではないかと思います。つい最近、2019年9月8日の西日本新聞で、男性育休の遠い政府目標というのが1面にありました。それは当事者の意識が大変低い、男性の意識が大変低い、育児に関してはお手伝いでいいと思っているような方が多いというのがよくわかります。ここは茨城県の龍ヶ崎市というところの記事だったんですけど、男性職員の育児休業取得率が何と100%です。19日間とったという記事が載ってありました。そしてこの職員の方は、子育て支援課等に行って、その実力を発揮されているというような記事があったので、ぜひ男性職員の方はこれを読んで何が問題なのか、そして自分自身の問題は何かということを見ていただければというふうに思っております。それでは目標にはないんですが、介護休暇の取得者について教えてください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

平成30年度の短期介護休暇取得は5人で、介護休暇取得者は2人となっております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

特に女性はライフスタイルが変わるたびに、いろんな問題を抱えながら仕事をされていると思います。子育てだけでなく、介護の問題も取り入れながら目標設定をしていただけたらと思っています。このほかに行動計画の内容と取り組みを、実際どんなものがあるか教えてください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

職員の勤務環境に関するものとしまして、1. 妊娠中及び出産後における配慮、2. 子どもの出産時における父親の休暇取得の促進、3. 育児休業等を取得しやすい環境の整備等、4. 子育てをしつつ活躍する女性をふやすための環境の整備、5. 超過勤務の縮減、6. 休暇取得の促進、

7. 異動における配慮、8. 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取り組みについての8項目を明記しております。また、その他次世代育成支援対策に関する事項として、1. 子育てバリアフリー、2. 子ども・子育てに関する地域貢献活動、3. 子どもとふれあう機会の充実、4. 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上の4項目を明記しております。これらのうち、職場環境に関するものの中では、女性職員を対象とした昇任意欲の喚起やキャリアデザインを意識した研修の実施、育児休業時の経済的支援措置の周知などに取り組んでまいりました。一方、男性職員が育児休業を取得しやすい雰囲気醸成に向けた男性職員の育児参加プログラムや、固定的な性別役割分担意識の是正に向けたパートナーシップの日の設置やキャリア相談員の配置など、これまで実行できていない項目もございます。この行動計画の期間は令和2年3月31日までとなっており、今年度新たな計画を作成する予定でございます。これまでの状況を踏まえまして、ソフト事業は実現可能な内容としてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

計画はとても長くて大変だなと思いますけど、全ての職員に子育て中、また子育て中以外の職員、また正規、非正規、常勤、非常勤と言われておりましたが、その職員、そしてまた、実現可能な項目、そして数値目標が実現できるものに変えていただけたらと思っております。

それではまた質問を変えていきます。庁舎1階の総合案内窓口についてです。総合窓口で働いている方は、全員来庁者に気持ちよく丁寧に対応されております。大変、見ていて気持ちいいな、安心できるなど私はいつも入って思うところです。受付業務は委託であるというふうに伺いました。その委託契約の概要をお聞かせください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

本委託契約の概要につきましては、4名が電話交換業務及び庁舎案内等業務委託、委託業者は株式会社マネージメントバンク、履行期間は平成30年2月1日から令和5年3月31日までの5年間の長期継続契約となっております。業務内容といたしましては、代表電話で受信した電話を目的の部署の内線に取り次ぐなどの電話交換業務、また、本庁舎入り口総合案内業務において、来庁された方に対し、目的の部署を案内するなどの庁舎案内業務等となっております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

最近では性別に関係なく、あらゆる職業につくことができいております。しかし残念ながら、総合案内の方、また電話交換の方は女性です。別にその女性であることが悪いことではなく、市というのは、男女共同参画というのを見せる、市民に対して意識するということを見せなくてはいけないというふうに私は考えております。例えば福岡県庁では、案内業務を男性が行っておりました。飯塚市の男女共同参画プランにおいて、市役所内に固定的な役割分担の是正を徹底し、というふうなことですが、委託契約に当たりそういった視点はあったかどうか教えてください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

本委託業務につきましては、市役所に来られた方が快適かつ効率的に要件を済ませることができ、気持ちよくお帰りいただくことを目的としております。したがって、市といたしましては男女を問わず、この業務の目的を達成するために必要なスキルを雇い入れの基準にさせていただきたいと考えて発注しておりますので、契約上そういった男女共同参画の視点を盛り込むところ



までは行き届いていないのが現状でございます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

それは大変残念なことだと私は思います。やっぱり男女共同参画ということが目に見える形で、特に顔ともいえる総合案内のところですか。いくら委託であろうと、それは市の姿勢が見えるところではないかと思っておりますので、ぜひご検討をお願いいたします。それから総合受付の方に尋ねてみると、ごくまれではありますが、感情的になって苦情を言われる来庁者がいるということがあるといふふうに聞きました。そういうことから、例えばボタン一つで総務課に知らせることができる装置があるとか、あそこのドアがこんな感じでここからすぐ入れるようになっているので、窓口カウンターに不審者が入ってこないように扉があるなどが必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

ご指摘のような状況で対応に苦慮する際には、その来庁者の方の便宜上、最も的確な部署に内線電話で連絡をとり、必要な指示を仰ぐこととしておりますが、例えば暴力を振るわれる恐怖を感じた際には、近くにいる1階フロアの職員に助けを求めます。あるいは、もう少し余裕があれば総務課に連絡をし、警察への通報などができるようにしております。しかしながら、質問議員ご指摘のとおり、危機管理の観点で、また市職員と同様に、職員を守るための対策などにつきましても、受注者側と問題点を十分共有しながら、必要な方策を一緒に考えてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

ありがとうございます。昨今いろんな問題が起こっておりまして何が起こるようかわからないような状況です。総合受付に立ってみたらわかるんですけど、結構死角であって、銀行の方とか、市民課の方とか、お仕事をされていたら見えそうで見えない状況にあります。ぜひ検討をお願いいたします。飯塚市男女共同参画プランの重点目標には、意識改革及び社会制度、慣行の見直しの促進と明記されております。今後の委託契約に当たり、男女共同参画の意識の改革視点を取り入れ、固定的な性別役割分担意識の解消を図る必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

質問議員ご指摘のとおり、自分が担う仕事の重要性や誇りを持って働いていただくことは、男女を問わず、とても重要なことだと考えております。実はこれを改善していくことは、男女共同参画意識の向上にもつながっていくのではないかと質問議員のご提案を伺っておりまして、気づかされた次第でございます。これは一律に業者に対しまして、条件を強いることも一つの手だてではありますが、その前に、市職員と同じように、働く人、一人一人に向き合い、男女共同参画意識を初め、職業人、社会人としての自己肯定感の情勢というものにつきましても、むしろアサーションを育む観点からのアプローチを試みるべきではないかと考えておりますので、これにつきましても、受注者側と協力してまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

先ほど福岡県庁の例を申しましたが、福岡県庁で男性が窓口におられたというのは、委託ではなく正職員の方だということでした。それは何でそうなったんですかとお聞きしたところ、県民の方と話す機会がないということもあって、自分たちの意識を変えたいんだということで、挨拶をしたらどうかということから始めたと言われていました。それにより、県民の方とすごく近く感じられるようになり、またそれが職員同士との交流にもつながったということで、昨年から取り入れた研修ではございますが、ことしも引き続きやっているということでした。私は委託がどうのではなくて、正職がどうかではなくて、ここで働かれています方がそれぞれ話し合えるような環境づくりが何より必要だと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは3つ目の質問をさせていただきます。飯塚市では、障害者基本法の規定に基づき、平成25年度に「第3期 飯塚市障がい者計画」を策定し、平成26年度から「障がいのある人もない人もともにいきいきと暮らせる共生のまちづくり」を基本理念として、障がい者の権利擁護、保育、教育、就労、社会参加等の各分野にかかわる施策を実施されています。障がいのある人がみずからの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体であるために、交通手段はとても大切です。それではコミュニティ交通についてお尋ねいたします。障がいのある人や高齢者、また、自家用車を持たない市民にとって、コミュニティバスや予約乗り合いタクシーは、社会参加をする上で大変必要なものです。今まで多くの同僚議員が、このコミュニティ交通について尋ねておられますが、私はきょう特に障がいのある方たちの利用についての答弁をお願いいたします。障がいのある人がコミュニティバスや予約乗り合いタクシーを使う場合の割引制度はどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

コミュニティバス及び予約乗り合いタクシーにおいては、両交通機関ともに身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方を対象として、100円の運賃割引を行っております。支払い時に手帳を提示いただきますと、コミュニティバスは100円、予約乗り合いタクシーは200円で利用できます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

それでは、平成28年度から30年度までにおける障がいのある人の割引制度の利用状況を教えてください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

平成28年度から30年度の障がい者割引の実績につきまして、各年度の延べ利用者数とその割合でお答えさせていただきます。最初にコミュニティバスにつきましては、平成28年度は延べ利用者数が3106人で、コミュニティバス利用者の約13.7%、平成29年度は2973人で約12.8%、平成30年度は3161人で11.2%となっております。次に予約乗り合いタクシーにつきましては、平成28年度は延べ利用者数が8473人で、予約乗り合いタクシー利用者の約19.6%、平成29年度は8481人で約19.2%、平成30年度は9440人で約20.3%となっております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

大変、障がいのある人たちが、この特に予約乗り合いタクシーが利用されているということが

大変よくわかりました。平成30年度は約20%、約5分の1ですよ。この飯塚市における障がい者の割合から見ても大変多い数字ではないかと思っ、障がいのある人たちの大変な便利のいいものになっているかと思っ。それでは、民間の公共交通機関である西鉄バス、JRの割引制度についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

西鉄バスでは、障がい者手帳所持者等に対しての運賃の半額を割引く制度がございます。具体的には第1種の身体障がい者手帳及び療育手帳、並びに1級の精神障がい者保健福祉手帳所持者の場合は、手帳所持者本人及びその介助者に対して、また、第2種の身体障がい者手帳及び療育手帳、並びに2級、3級の精神障がい者保健福祉手帳所持者の場合は、手帳所持者本人のみに対して半額割引が適用されるようになっております。JRは鉄道になりますが、身体障がい者手帳及び療育手帳所持者に対する割引は、西鉄バスとほぼ同様となっておりますが、精神障がい者保健福祉手帳所持者に対する割引はございません。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

障がいのある人が社会参加するには、本人の割引制度があるのは大変有利な制度です。さらに、障がいがある人が1人で外出することが難しい場合、例えば福祉制度の地域生活支援事業などを使って外出することがあります。残念ながらコミュニティバス、予約乗り合いタクシーには介助者への割引制度がありません。例えば、障がいのある人が移動支援事業を使って予約乗り合いタクシーを利用した場合、本人は片道200円、ヘルパーさんは300円、往復1千円となります。毎週1回の利用で月4千円から5千円の支出になります。ぜひ障がいのある人、その介助者への割引制度をつくっていただくよう要望いたします。その答弁をお願いいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

本市のコミュニティ交通におきましては、平成26年度から当該割引制度を導入しております。現在の割引制度につきましては、導入当時、割引を実施していたほとんどの自治体におきまして、本人のみを適応対象者としていた状況などを踏まえまして、障がい者手帳所持者本人のみを対象としたものでございます。質問者の申されておりますとおり、障がい者手帳所持者、本人並びに介助者を割引適用対象とする制度の拡充につきましては、障がい者のコミュニティ交通の利用実態を踏まえまして、また、民間事業者や他自治体の例も参考にしながら、関係機関と調整をいたしまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

ぜひよろしくお願ひいたします。それから、今度は回数券というものがあるんですけど、コミュニティバスや予約乗り合いタクシーを利用するときのこの回数券ですね。その説明と、平成28年度から30年度の3カ年の回数券の利用実績についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

まず最初に、本市のコミュニティ交通の回数券につきましては、コミュニティバスと予約乗り合いタクシーの両方で使用できるもので、100円券13枚つづり、1300円分の回数券を

1千円で販売いたしております。次に実績になりますけれども、平成28年度から30年度の回数券の利用実績につきましては、各年度の回数券による支払い金額と、その割合でお答えさせていただきます。最初にコミュニティバスにつきましては、平成28年度は支払い金額が273万3100円でコミュニティバス利用者の65.7%、平成29年度は282万1100円で約65.9%、平成30年度は358万900円で約68.3%となっております。次に、予約乗り合いタクシーにつきましては、平成28年度は支払い金額が1029万7200円で予約乗り合いタクシー利用者の約91.2%、平成29年度は1078万3600円で約91.4%、平成30年度は1123万7200円で約92.6%となっております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

多くの方がこの回数券を利用しているんだなと思いました。平成30年度は約92.6%、大変利用しやすいんだなと思っております。何より1千円で1300円分が利用できるというのは、大変経済的にもありがたいなと思っております。しかし私、今回このコミュニティ交通の回数券を持ってきたんですけど、とってもこれ使いにくいんです。ここを見たらわかると思うんですけど、割れているんですよね。なぜかという、薄いし、小さいし、やわらか過ぎて、ある方から言うと遊園地の回数券みたいだというふうに言われました。これが、特に障がいのある人また高齢者が、これを折ってまた出してというのは、大変使いにくいのではないかなと思っておりますが、最近ではプリペイドカードやスマホで支払うような方法が取り入れられているようなタクシーがございますが、その導入は考えられておられるかお聞きいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

現在、本市のコミュニティバス及び予約乗り合いタクシーにつきましては、委託先事業者が所有する車両で運行しておりますが、質問者の申されておりますICカードでの支払い対応につきましては、現時点では、機器類の整備費用面での課題がございます。直ちに実現することは厳しい状況でございます。しかしながら、支払い方法の改善につきましては、利便性の向上につながりますし、昨今の交通業界の流れとして、検討すべき問題と認識しておりますので、今後、研究してまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

どうぞ使いやすいカード等の導入をよろしく願いいたします。それでは、コミュニティバスや予約乗り合いタクシーの運行业者について、お尋ねいたします。ここも先ほどの総合受付と同じように委託だとお聞きしましたが、委託業者名、勤務形態、人数を教えてください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

コミュニティバスにつきましては、庄内・飯塚線と高田・鎮西線は有限会社庄内観光、颯田・飯塚線と筑穂・飯塚線は誠心物流株式会社、予約乗り合いタクシーにつきましては、飯塚東、庄内、鎮西、筑穂地区は有限会社庄内観光、二瀬、鎮西地区は、総合交通株式会社、颯田、鮎田地区は安全タクシー有限会社、幸袋地区は有限会社幸袋タクシー、穂波地区は穂波タクシー株式会社に運行業務を委託しております。コミュニティバス並びに予約乗り合いタクシーの乗務員は、専属の乗務員と応援のために配置されている乗務員を含めまして、合計でそれぞれ19人が乗務しております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

委託業者は5つの会社があり、19名が乗務されているということですよ。このタクシーあるいはコミュニティバスにつきましては、利用している方からいろんな意見を私は聞くことがあります。ある地区の予約乗り合いタクシーは、おりるときにドアを開けておりやすいように段差を小さくするためにステップを置いてくれる。また気持ちのよい挨拶をしてくれると聞きます。しかし反対に挨拶がなかったり、車の運転がとても荒かったりしてハラハラする場合があります。どうな指導、また注意などをされているのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

運行委託業者に関しましては、日ごろから乗務員に対して交通ルールの遵守や安全運転並びに適切な接遇について指導していただくよう、機会あるごとに依頼しております。利用者から苦情があった場合につきましては、利用者や乗務員からの詳細な事情確認を行い、事業者に改善を依頼するとともに、苦情の内容によっては事業者からの報告書提出や職員による改善状況の現場確認等も行っているところでございます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

どうしても委託となりますと、注意とか指導がしにくいというのがありますけれども、いろんな研修なども利用していただきながら、よりよい使いやすさを求めていただけたらと思っております。

それでは、全般的な要望ということで、障がいのことですが、障がいのある人は人によって多く利用するところがいろいろ違ってきます。例えばサン・アビリティーズいいづかとか、飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターは、コミュニティ交通ではどの地域からもとても利用しにくい。先ほど利用する予約タクシーの約5分の1が使われていると言われてはいるんですけど、もしそこが通ることになると、もっともっと障がいのある人たちは利用がしやすい、また障がい者基幹センターやサン・アビリティーズいいづかにも行きやすいということになるのではないかなと思っております。障がいのある人に関しては、予約乗り合いタクシーの利用範囲を広げる利用割引チケットを配るとか、一般のタクシーの割引チケットを導入する、また基幹相談支援センターなどの場所を検討するなど考えていただけたら、もっともっと障がいのある人たちが生活しやすい、社会参加の主体となることができるのではないかなと思っております。また私は、障がいのあるというふうにとずっと考えてきたんですが、残念ながら予約乗り合いタクシーにしても、コミュニティバスにしても、車椅子の方は全く乗れません。これが、障がいのある人たちの生きづらさではないかなというふうにつくづく感じております。合理的配慮とか言いながら、全く障がいのある人たちの利用ができないというのは大変苦しいものでございます。ある私の友人にコミュニティバスとか予約乗り合いタクシーどう思うと言ったら、その方は、「私のところは車椅子だからそんなことは一度も考えたことない」と言われたのが、私ちょっと今でも本当に苦しくなるとは、それだけ自分の生活を自分で守っておられます。子どもさんが小さい場合は自分たちでどうにかできることが、大きくなったら車で移動するのも自分たちでやるしかありません。ぜひ、誰もが乗りやすい、そういうコミュニティバス、予約乗り合いタクシーについて考えていただけたらと思っております。また、たまたま新聞でも見ましたが、ユニバーサルデザインのタクシーというものが東京のほうでも導入され、ことしつい最近、また西日本新聞でございまして、県の事業としてユニバーサルデザインのタクシーが予算化されるというふうなことを聞きました。

飯塚市がそのようなものを取り入れて、市民の方がよりよく住みやすいまちにしていただけるようにして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。8番 川上直喜議員に発言を許します。8番 川上直喜議員に申し上げておきます。個別業者に関する質疑通告があつておりますが、企業活動への影響等を鑑みただ上で質問をしていただきますようお願い申し上げます。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は通告に従い一般質問を行います。議長、先ほどの議長の発言について質問がありますが、意味を説明してください。

○議長（上野伸五）

私の見解に基づいて議事を進行させていただいておりますので、ご理解の上、質問に入ってくださいようお願いいたします。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

議員には発言自由の原則があり、私は日本国憲法が最も大切にしている個人の尊重、国民主権、平和主義とともに、3原則である基本的人権を擁護する立場で質問します。さて、第1は、株式会社サカヒラと潤野地区の環境保全についてであります。株式会社サカヒラは、現在、瓦れき破砕機の増設を行うとして、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に関する紛争予防条例及び飯塚市の自然環境保全条例の手続に入っています。間もなく環境調査書、事業計画書が公表され、住民説明会が行われる見通しであります。そこで1点目は、環境保全協定についてであります。まず、この会社が飯塚市の指名業者か、どういう事業をしているのか、事業拠点エリアはどこか伺います。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

株式会社サカヒラは、飯塚市建築一式工事の一等級に格付されている指名業者でございます。所在地は飯塚市潤野1136番地の6、代表取締役、坂平隆司、設立年月日は昭和21年5月、業務内容は、総合建設業、製造販売業、コンクリートリサイクルの中間処理、産業廃棄物収集運搬業となっております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

飯塚市は、この会社と環境保全協定を結んでいますか。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

結んでおりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

結んでいない理由は何かお尋ねします。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

本市の環境保全協定書は、緑化の推進、省エネ対策、グリーン購入の促進、環境に配慮した施設の整備の項目を設け、公害以外にも環境に配慮した内容となっております。したがって、あらゆる分野の事業所と協定書を締結することが望ましいのですが、まずは合併前の協定書を締結していた事業所、市内の工業団地に立地する事業所、市の施設の指定管理者になっている事業所で、エコアクション21を取得している事業所を対象とし、進めてきた協定書でございます。当該事業者につきましては、その対象に入っておりませんので、締結には至っておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

2点目は大牟田ため池についてです。このため池は、乳白色のセメントミルクのような軟弱な泥や土砂が堆積し、形状が変化しています。この要因は何かお尋ねします。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

まず、大牟田ため池の概要でございますが、平成26年度調査による台帳で申しますと、所在地は飯塚市潤野932番地で、管理者は飯塚市でございます。総貯水量は2千立方メートル、かんがい受益面積は1ヘクタールでございましたが、現在は受益がなく、受益面積はゼロヘクタールでございます。ご質問のため池には、道路側溝を通じて上流域の汚水や雑排水、それに敷地内排水等が流れてきている状況でございます。また、ため池の土砂堆積変化につきましては、経年変化と思われれます。堆積した原因につきましては、下流域に農地がなく、長年ため池全体のしゅんせつを行っていないことと、流れ込む土砂が徐々に堆積したものと考えられます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

株式会社サカヒラの事業所に調査に行ったことがありますか。行ってどうでしたか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

過去、農業土木課の職員が、質問議員の問い合わせにより、平成30年6月5日に事業者のところへ出向いております。場内に4カ所の沈砂池等の確認を行っており、沈砂池としての機能は果たしているようでございました。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

ため池及び水路に堆積した土砂をサカヒラに処分するよう求めたことがありますか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

ため池に直接放流しているわけではなく、道路側溝からの流入ですので、当然行政側の業務だと考えております。また、事業所からの排水については、それぞれの除外施設を通じて行われており、土砂の撤去を求めることは難しいと考えております。

- 議長（上野伸五）  
8番 川上直喜議員。
- 8番（川上直喜）  
処分するよう求めたことがあるかと聞いたわけです。
- 議長（上野伸五）  
都市建設部長。
- 都市建設部長（堀江勝美）  
繰り返しの答弁となりますが、道路側溝を通じて上流域の家屋等から入ってきておりますので、処分を求めたことはございません。
- 議長（上野伸五）  
8番 川上直喜議員。
- 8番（川上直喜）  
3点目は、瓦れきの処分についてです。事業所内に瓦れきが積み上げられて、ときに住民が不安を覚えることもあります。県が認めた底地の面積、高さ、勾配など、基準は把握していますか。
- 議長（上野伸五）  
市民環境部長。
- 市民環境部長（永岡秀作）  
県が許可した基準につきましてはわかりかねます。
- 議長（上野伸五）  
8番 川上直喜議員。
- 8番（川上直喜）  
1週間前に通告しているんですよ。なぜきょうに至るまでわからないんですか。
- 議長（上野伸五）  
市民環境部長。
- 市民環境部長（永岡秀作）  
県の基準につきましては、市のほうでは掌握はしておりません。
- 議長（上野伸五）  
8番 川上直喜議員。
- 8番（川上直喜）  
それがなぜかということを知っているわけですよ。
- 議長（上野伸五）  
市民環境部長。
- 市民環境部長（永岡秀作）  
繰り返しの答弁になって申しわけございませんけれども、県の許可基準については、市のほうでは把握していないという答弁をさせていただいております。
- 議長（上野伸五）  
8番 川上直喜議員。
- 8番（川上直喜）  
副市長、なぜ把握させていないんですか、通告しているのに。
- 議長（上野伸五）  
副市長。
- 副市長（梶原善充）  
担当のほうも一所懸命、質問議員との打ち合わせ等で調査していると思いますけれど、この件に関しましては、県のほうに問い合わせをしていなかったということでございます。
- 議長（上野伸五）



8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

問い合わせをしていなかったのか、福岡県が答えなかったのか、どちらですかね。

○議長（上野伸五）

暫時休憩します。

午前11時14分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。副市長。

○副市長（梶原善充）

県のほうに問い合わせをしていないということで、私も指導が行き届かなくて申しわけありませんでした。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

環境保全協定は結ばない。それから、重要なことについて基準がどうなっているかも関心がないというのが飯塚市及び市民環境部長の今の態度ですよ。そこで、4点目は破碎機の増設についてであります。市と環境保全協定を結んでいない株式会社サカヒラが、破碎機を増設するために、福岡県の条例手続及び本市の条例手続に入っているわけですけれども、この点について市が把握している経過をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

県のほうとしましては、調査計画書の提出、環境調査書の提出、知事による指定地域の決定、公告及び縦覧、設置者による説明会の開催等、知事に対し住民からの意見書提出、知事に対し設置者からの見解書提出、協定書の締結という流れとなっております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

手続に入るまでの経過を時系列で言ってください。いつ、こういうことがあった、いつ、こういうことがあったというのを。

○議長（上野伸五）

時間かかりますか。暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

当該事業者より、事業計画書の届出書につきましては、6月12日に提出がされております。

その後につきましては、質問通告があっておりませんので把握できておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今のは、飯塚市の自然環境保全条例に関する行為でしょうか。県の条例に関する行為は把握していないんですか。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

その件につきましては把握ができておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

あのね部長、いいかげんにしてくださいよ。福岡県から、県条例に伴う手続で、指定地域に関する市長意見の照会があっているでしょう。あなた方、返事を出しているじゃないですか。なぜそれを隠すんですか。県条例の手続の内容を教えてくださいよ、ここで。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時22分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

届け出の日付等の詳細につきましては、今、担当課長のほう、所管のほうで入手しておりますので、しばらく時間がかかると思います。

○議長（上野伸五）

県の条例の流れをもう1回答弁してください。市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

先ほども答弁いたしましたけれども、県の紛争予防条例の流れにつきまして、再度ご説明をさせていただきます。（発言する者あり）

○議長（上野伸五）

暫時休憩します。

午前11時23分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

大変申しわけございません。流れにつきましてご説明をいたします。まず県知事より飯塚市長宛てに、6月7日に産業廃棄物処理施設の設置にかかる指定地域の設定について照会があってお

ります。それにつきまして、7月10日にその指定地域の設定についての回答を行っております。現在、次は、地元の関係地域の説明会を予定されております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

この2つの条例には、それぞれ住民説明会、意見書、見解書の規定があります。その調整はどうなるのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

本市の飯塚市自然環境保全条例施行規則第3条第2項におきまして、紛争予防条例に基づく手続が必要な事業を行おうとする場合は、紛争予防条例に基づく環境調査書を県知事に提出した後、速やかに自然環境保全条例第7条に規定する届け出をすることとなります。また規則第3条第3項では保全条例第10条の公告及び閲覧、第11条の説明会並びに第12条に意見書及び見解書は県の紛争予防条例の規定による手続により、実施されたものとみなします。

（発言する者あり）

○議長（上野伸五）

川上直喜議員にお願いいたします。議長から指名を受けた後に発言をしていただきますようによろしくお願いいたします。

（発言する者あり）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

速やかにということなんですけれども、福岡県に株式会社サカヒラが環境調査書を半年間にわたる準備の上、提出したのは2月22日なんです。それから今日まで半年以上たっているわけですね。これが速やかと言えるのかどうかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

そこにつきましては、手続に時間がかかったものというふうに理解しております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

どうしてそういうふうに思うんですか。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

現在、私が思うところ、手続に時間がかかったというふうに理解しております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

どういう情報を得ているんですか。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

情報等は得ておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

情報を得ていないのに、なぜあなたは議会でそういう答弁ができるんですか。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

速やかにこういうふうな手続をするということは、事業者の方も御存じな上で、この手続が半年間かかったというふうに理解しておりますので、先ほどの答弁となっております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今あなたが答弁したようなことは、最初は全然聞いていない。聞いていないのにあなたが答弁し始めたんですよ。おかしいよ。

第2は、白旗山メガソーラー乱開発についてであります。1点目は、開発事業者への申し入れについてであります。快適空間FCについては、けやき台の皆さんが7月下旬に行った現地調査で深刻な危険箇所が明らかになりました。のり面、擁壁の亀裂、急斜面に吹きつけたモルタルの大規模なひび割れ、住宅地側溝があふれる調整池の不具合は深刻な災害に発展しかねません。そこで市として、第1に土砂崩れの再発防止に万全の対策をとること、第2に住民参加の安全チェックと対策のための体制をつくること、この2点を申し入れるべきだと考えます。見解を伺います。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

のり面崩壊箇所につきましては、のり面崩壊発生後、直ちに福岡県を通じて快適空間FCに対する指導を要請し、復旧工事のほうは実施をいたしております。その際にも、当初、快適空間FCが計画していた災害復旧工事の内容に不安な箇所もあったことから、市としましても、福岡県を通じてその部分を含めた災害復旧工事の要請を行ったところでございます。この件につきましては、平成31年3月20日に完成の確認を福岡県が行い、市にもその報告を受けておるところでございます。県との情報共有につきましては、常日ごろより情報をお互い共有しながら、県の業者に対する指導等についても、市に情報提供等もいただくよう強く要請をしておるところでございます。先般の議員よりご質問ございました8月5日の亀裂の状況等々も含め、県に対しましては、先ほどはノーバルのことでございますけれども、この林地開発にかかわる開発については、非常に住民の皆様の安全にかかわることでございますので、そういった連絡体制について、常に連携をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

住民が立ち上がり、市が動けば一歩前進できるということは教訓ではないかと思うんですね。ノーバル・ソーラーについては、第1に調整池をつくらずに森林を伐採して、住民を危険な状態に突き落とした。この事実と経過を公表し、謝罪すること、第2に住民が同意できる防災対策と森林回復の計画を作成し、第3に事業を中止し、撤退すること、この極めて悪質な事業者に対して、市長はこの3点を厳しく要求するべきだと考えます。見解を伺います。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

ご指摘の3点につきましても、許可権者でございます県のほうに強く申し入れをいたしておるところでございます。先ほどございましたてんまつ書の提出及び県の指揮監督につきましても、市といたしましても強く要請をしているところございまして、てんまつ書の中にもございます先ほどもご答弁いたしました市への情報提供、住民の皆様の安全安心を得るための説明等々につきまして、今後とも取り組んでいただくということで、先般8月8日にも県のほうにもお話をしたところでございます。今後とも、そのような常日ごろよりの連絡、情報共有によって、体制を整えたいと思っております。先ほどございましたこの工事の中止などの要請につきましては、許可権者でございます福岡県の業者に対する指導を強く要請しながら、その状況について把握してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

このノーバル・ソーラーの現場で、この春から夏に行われたことから何が浮き彫りになっているかという、ノーバル・ソーラーが極めて悪質な業者であるということなんです。しかも、福岡県がそれを監督しきらないということなんです。飯塚市がしっかりしなければどうなるんですかということをお問われているんですよ。ノーバル・ソーラーの現場は調整池もないために、雨水のほかボタ山の湧き水はとまらず、かつて埋め立てられたと思われる土砂が崩れ落ち、大変危険な状態が続いています。必要な矢板も打たないずさんな工事によって、開発区域外の子どもの通学路でもある市道への災害の拡大も繰り返されています。県の指導は、はね返されているというのが実態じゃないですか。しかも、ノーバル・ソーラーが福岡県と打ち合わせて書かせられた6月22日付てんまつ書には、文化財調査等の事情により、場内の最下流に位置する調整池の完成前に、2次区域の伐採を県への連絡調整なしに行ったことについてお詫び申し上げますと言っているわけですよ。誰が上がっているんですか。文化財調査等と言って飯塚市にも責任を押しつけ、福岡県は知らなかったと責任を回避する文言ですよ、これは。2者でつくっているわけですよ。文化財調査の4月25日には、既に2次伐採が始まっていたんです。命の危険に脅かされる住民への気遣いもない。謝罪もない。ただひたすら福岡県とノーバル・ソーラーの責任逃れのために書いただけの悪質さがこのてんまつ書から読み取れるわけでありまして。さらに、この業者は7月9日、全国の投資家を意識したのかウェブサイトを更新し、調整池を完成させずに森林伐採を行ったことの正当性を主張しています。どこを読んでも、てんまつ書を出すに至った不良行為、この事実の公表も、反省も、謝罪も見当たりません。この問題についても、認識をしっかり持たなければ、しっかりした申し入れができないんです。このことを指摘しておきたいと思う。

次に、アサヒ飯塚メガソーラーについては、第1にB調整池予定地の地盤の不安定さを確認しないまま開発を進めた経過を公表し、第2に、この際、事業を中止し、開発予定地は飯塚市に寄附するよう求めること、この2点を提案もし、申し入れもしたいと思うんです。市長の考えを伺います。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

ご指摘のアサヒ飯塚メガソーラーについてでございますが、こちらにつきましては、現状御承知のとおり、まだ着工というところではございません。そういった中で、ご指摘のあっておりますB調整池予定地の坑道の入り口の問題等々について、先般も県のほうとも協議をさせていただいております。その点につきましても、繰り返して申しわけございませんが、許可権者である福岡県からの強い要請とともに、市といたしましても、住民の方の安全安心、これが第一でございますので、そのような危惧のないように、県との協議を図ってまいりたいというふうに考えてお

るところでございまして、この事業につきましては、県との情報共有の中で、市のスタンス、立場というの申し述べていきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

3月の一般質問、6月の一般質問に対してあなた方がどういう答弁をしたかという、いろいろ答弁をした。でも中心は、許可権者は福岡県だから、福岡県によろしく願いますということですよというのが答弁の基本ですよ。その結果がノーバルの現場の今のありさまでしょう。法令違反もしている。一方で先ほど言ったように、住民が立ち上がり、市が動いたときには一步前進できるという教訓もあったじゃないですか。アサヒがもし4月着工しておったら、今どういう事態が生じたと思いますか。この5月、6月、7月、まだ台風もどんどん来るんですよ。福岡県に法的責任はある。しかし、我々飯塚市、あなた方飯塚市長がしなければならないことは非常に重大だ。緊急性があるという認識がなければならんわけですよ。3月、6月、こののんきな答弁をしっかりと反省しなければならんと指摘をしておきます。それで、開発予定地の寄附について、アサヒ飯塚メガソーラーはどういうふうに言ったかということなんです。7月27日、幸袋交流センターで住民説明会がありました。この中で、事業者の申東海職務執行者、このことについて内部で協議すると、持って帰りたいというふうに言ったんです。このことを情報提供しておきますよ、市長に直接。

2点目は、森林法と福岡県の役割についてであります。ノーバル・ソーラーは現在、防災施設として先に完成させることが義務づけられた調整池づくりを後回しにして、本格的な森林伐採と造成工事、先ほど言ったようなありさまですけれども、やっています。集中豪雨が心配される季節であり、この住民の生命と財産がどうなろうと知らないというような、いわばそういう姿勢でやってきた極めて悪質な行為です。この行為は許可条件違反であるか、あなた方が福岡県に確認した経過、内容について伺います。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

この一連の工程の変更等につきましては、福岡県のほうに当然ながら参りまして、6月13日に飯塚市より県のほうへ現状のお話をさせていただき、翌14日には県とノーバルのほうで、この工程変更、許可条件の違反の疑いの非常に強い状況についてご報告を申し上げ、てんまつ書の提出といった経過になっております。県の見解につきましても、これは私どもとしても尋ねております。県といたしましては、ノーバルからのてんまつ書の内容等々を勘案した中で、今、工程の変更に伴う防災施設の設置等々に取り組んでいるというところでもございまして、昨日も県とも確認させていただきましたが、現状において、非常に許可条件違反という疑いが強いけれども、この改善措置が現在行われている中で、県といたしまして、その中止命令等々、監督処分のところまでは至らないということで、現状の事業の状況を今後も確認していきたい、指導していきたいということでございました。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そうすると福岡県は許可条件違反である疑いが強いという認識だという答弁ですか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

結論的には、福岡県におきましては、結論で申し上げますと違反には当たらないというふうな

ことでもございました。疑いが強いというのは、私どももいろんな情報をいただいた中で、県のほうにもその旨、市としては非常に違反の疑いが強いのではないかとというようなことは申し上げております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

片峯市長、もう現場見たでしょう、我々。ノーバル・ソーラーの現場。防災工事を先行して本工事に入れとなっているじゃないですか、9項目のうちの2番目に。なっていないでしょう。これに当たらないというふうに福岡県が言っているわけね。飯塚市の市長としてどう思いますか。

○議長（上野伸五）

副市長。

○副市長（梶原善充）

先日、9月9日に県の担当課のほうに出向きまして、ノーバル・ソーラーに対する許可違反行為について申し入れを行っております。先ほど経済部長が答弁しますように、直ちに中止命令を出すような許可条件違反行為には当たらないというような回答で、それじゃ困ると、十分監視してくれということで再度申し入れまして、防災工事とか許可条件の開発行為が行うまでは、随時、現地において引き続き十分指導してまいりますというような回答をいただいております。アサヒにつきましても、同じ日にあわせまして、地元住民に十分な説明会も行われておりません。開発に対する疑念が強いので、住民に対する説明会が開かれて、十分な理解をしていただくまでは工事着工等について行わないように指導していただきますよう申し上げております。それにつきましても、十分アサヒのほうと話し合いをしていくという回答をいただいております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今2つおっしゃいましたね。1つは、福岡県が中止命令に当たるほどの許可条件違反ではないというふうに言ったと聞こえました。そうですか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

私も9月5日の日に同行いたしまして、県のほうとお話をさせていただきました。県のほうにつきましても、見解といたしましては、この工程の変更、伐採、調整池、沈砂池等の完成を待たずに開発区域の伐採が行われたということについては、てんまつ書、先ほどの繰り返しになりますけれども、てんまつ書の提出を受け、その内容、是正計画を実行する中で、状況を指導していく、監視していくということでございまして、私どもが回答を受けたことにつきましても、今後とも引き続き開発行為の指導を行ってまいるということで、いわゆる第10条の3、監督処分というところには至らないという考えでございました。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そうすると、許可違反、条件違反だけでも、監督処分にまで至らないというのが県の見解ということ、そういう受けとめをあなた方はしているということですかね。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

現状ではそのように受けとめております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

許可条件違反なんですね。6月はあなた方は認めきらなかったけど、今認めた。そうすると、監督処分をかけるかどうかというのは中止命令、あるいは復旧命令をかけるかどうかは自治事務で県知事の判断によるところということになっているんだけど、しかし、これは許可条件違反は森林法違反じゃないんですか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

許可条件は許可の中の、県が条件をつけて事業を認めた9つの項目がございます。その中で、今回、監督処分に当たらないということでの事務処理がなされておりますので、森林法の違反ということのお話でございますけれども、直接的に、現状においてはそのように考えることができるかできないかについては、申しわけございません、今、私ここでちょっとご答弁することが、現状の把握の中では差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

通告事項ですよ。違反行為を、法に違反する行為がある。それをどうペナルティーをかけるか。いろんなレベルがあるでしょう。あるいは情状酌量とかあるかもしれない。でも、今は監督処分はかけないということであっても、森林法違反じゃないんですか、許可条件違反だから。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

先ほども私どもの見解といたしましては、森林法違反の疑いが強いということで捉えております。これは直接的な違反行為であるかどうかということにつきましては、県の一つの判断の中でなされているというふうに考えておりますので、現状での、この監督処分が行われていない一つの流れの中で、今回のこの事案が、事案そのものが森林法違反であるというところについては、今のところ考えておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

片峯市長、これは森林法違反ですよ。許可条件違反は森林法違反。どういう処分をかけるかは知事の判断があるということなんです。答弁を変えませんか。

○議長（上野伸五）

市長。

○市長（片峯 誠）

失礼いたしました。今、質問者がおっしゃるとおり、森林法第10条の3で監督処分、その権限は知事ですが、この法の対象となる者は、無許可開発をした者、次に、許可の条件に反して開発をした者、3つ目に、不正な手段によって許可を受けて開発をした者というように明示されておりますので、今回、午前中お二人のさまざまな質問をお聞きしてございまして、明らかに①の無許可開発をした者に該当するというように認識をしています。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）



許可条件違反が一つ。それから、飯塚市の歩道に災害を及ぼしたのは無許可区域の開発行為で、二重に違反行為だと思います。それで、実は、経済部長にも聞いてもらいたいけど、市長の答弁を確認します。経済部長に聞いてもらいたいけど、林野庁は9月2日、日本共産党の政府要請の場において、共産党が許可条件違反は法令違反と解釈してよいかというふうに聞いたわけですよ。そうすると、法令違反である。許可の際に付した条件に違反した場合は当然と言っていますよ。当然、法令違反になると答えた。常識の範囲だということなんです。ここでは常識が、市長以外は通用しないのかということが、市民の目から見れば問われるわけですよ。

そこで、それでは、森林法違反だけ監督処分の対象にもなる。だけど、知事は今のところその気持ちはないみたい。だけど、我々は監督処分とは、どういうものなのかを知っておく必要がある。どういう内容ですか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

森林法第10条3の監督処分についてでございますが、要約いたしますと、都道府県知事の権限において、開発行為の中止命令または復旧命令を行うものでございます。先ほど市長も申されましたが、その対象となるのは、無許可開発をした者、許可の条件に違反して開発をした者、不正な手段によって許可を受けて開発した者と示されているところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

福岡県は今回、てんまつ書を出させたわけだけど、監督処分についてどうするかについて、検討したか確認していますか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

先ほど申し上げました6月14日、県が現地の確認をして、防災工事の前に伐採が行われたというところにつきまして、てんまつ書の提出指示等をその後行うわけでございますけれども、当然、そのてんまつ書の提出等のやりとりの中で、この監督処分に該当するかということを検討したというところでの話をいただいております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

もう少し続けてください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

てんまつ書の中で施工修正計画等々が提出されまして、その中身を検討した中で、この修正計画、是正計画を実施していくことを、今後指導監督しながら状況を見守っていくというふうなことでの結論に至り、監督処分についての適用については、現状では行わないというようなことで伺っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

明確に対象になるのに、福岡県知事が、小川さんが監督処分をかけないのはなぜですか。理由が要るでしょう、1つや2つは。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

先ほど来申し上げております今回の条件違反に、限りなく強い違反というところの認定行為については、その対応措置、修正措置を行うことで、今後の事業展開について厳しく監督していくということで、そういう判断をされたというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

こんなの考える必要ないんですよ。聞けばいいんですよ、福岡県に。飯塚市長名で。問いただし状を出せばいいじゃないですか。なぜ監督処分をしないんだという理由を聞けばいいやん。軽微だとかいろいろ言えないでしょう、これだけ明白なんだから。さっきレッドカードとかイエローカードの話が出ているけど、2回やったらいいんですよ、これ。アウトになるわけ。3回でアウト。そこのところは聞いてきたでしょう。どうなっているんですか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

繰り返しになりますけれども、現状でのこの是正計画について見守っていくということで、今後の状況も当然工事の進行状況等も把握していくということになるかと思えます。その中で、先ほど回数についてのご指摘もございましたけれど、そういったことについては特段の基準はないとのことでございますので、今後の状況、工事の進捗状況等の中で、今後、判断されていくというふうに考えます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

終わった。いや、いいんですよ。それで、何か内規が何かあって、2回、3回とかなどもあるのかもしれませんが。秘密だから。だけど、林野庁の見解は、とにかく1回でアウトというわけにいかない場合もありますと。だけど、その程度というのは悪質性によりますというのが見解ですよ。今回のノーバル・ソーラーのありようについて、それから、事業者の成り立ちとか検討した場合、住民の生命、財産との関係でもう容認できないというところだと思うんですよ。そこは、飯塚市としては、この悪質性によって監督処分を要求していくということが重要だと思います。

そこで、このもやもや感の背景に、福岡県の、何があるのかということについて、皆さんのほうで相当認識があると思うんで聞いていくんだけど、6月27日、6月定例会での私の一般質問で、経済部長は私に、県に確認したところ林地開発許可条件の違反には該当しないと回答があったという答弁をしましたね。違反じゃないと。ところが、この後日本共産党の県会議員団が入手した福岡県の内部資料、驚かんでいいですよ。情報開示請求で取ったんだから。によれば、飯塚市の情報提供によって、既に2週間前の6月14日、県農山漁村振興課の係長が現場で許可条件違反を確認しているわけですよ。そして、厳重注意を行っている。県に呼びつけて。そして、てんまつ書の提出を要求して一緒に書いたわけですね。飯塚市のほうには違いますよと言い、自分たちは、既に2週間も前に現場確認して、許可条件違反と開発指導報告書に明記している。この食い違いについて事情調査していると思うんで、説明してください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

その状況については、私のほうでご答弁させていただきました。これが6月27日だったと思

います。その中で県に確認した内容についてご報告をさせていただきました。その内容につきましては、6月14日に実は県のほうに確認をいたしまして、このことが法令違反等々になるのかというようなことで確認いたしました。そのときには、ご答弁させていただいたとおり、該当しないだろうというふうなことで話がございます、7月のその後いろいろなことでやりとりをする中で、先ほどのてんまつ書の提出及びその計画等々について県より連絡があったのが、7月22日の日にそういう行政指導を行ったというようなことの回答がございました。この点につきましては、県からの情報提供等々について非常に遅くなっているというふうに捉えておりまして、この件に関しましても、この点も含めまして、県との情報共有、速やかな状況について、今後とも進めていくということで申し入れをしたところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

県のもやもや感の問題なんです。7月22日、福岡県があなた方のところに来たでしょう。それから、あなた方は8月8日に福岡県に行ったでしょう。2回接触しているんだけど、そのときに許可条件違反かと聞いたでしょう。そうだと答えましたか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

先ほど来お話し申し上げておりますとおり、この許可条件の2番目については、違反ということでの明確なお答えではなく、申し上げました是正計画について今後監督をしていくということでございました。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

許可条件違反ですかと聞いたでしょう。聞いていないんですか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

私どもからすれば計画違反の疑いが強いというふうなことでお話をいたしました。そのことに関して直接的なご回答ということではなく、先ほど来申し上げておりますこの指導、是正計画について、今後見ていくというふうなことでございました。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

福岡県の職員はそのようにして否定したわけですよ。ところが、福岡県の別の内部資料、7月8日付では6日に、2日前に、県の担当課の課長補佐、係長ら3人が現地に入って、事業者に対して自分の置かれている立場がわかっていますかと理解させるために、許可条件違反を再度説明したと。計画内容を遵守し、条件違反等を繰り返すことがないように、十分と書いておる、十分注意したという内容が書いてあるんですよ。十分に、許可条件違反について説明しておるのに、飯塚市に対してなぜ否定するんですかね、どう思いますか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

先ほど来、私どもの問いかけといたしましては、非常に許可条件違反の疑いが強いということでお話をさせていただいたということでございます。それに対する直接的な、その場での、直接

的な違反であるというふうなところのお言葉はいただいている記憶でございます。その中で、今後の是正計画、これを見守っていくということでお話をいただいております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

片峯市長、少なくともこの問題についての福岡県の、何ていうかな、隠蔽体質というのはわかるでしょう。私は、愛媛県の加計学園をめぐる時の県知事の態度と、職員を守ったあの行政の長の立派さを今思い出していますよ。なぜこういうことを福岡県がやるのかというのをもう少し考えてみたんですよ。ノーバル・ソーラーが1月30日に林地開発許可を受けた後、許可条件どおりに調整池を完成させた上で森林伐採を行うというふうに約束した資料が福岡県にあるんですよ。こちら入手しました。ところが、3月25日、幸袋交流センターで行った住民説明会には、調整池づくりと並行して森林伐採を行うという工事スケジュールを配付したんですよ。住民が、また私が許可条件違反を指摘したのは当然ですよ。県はその後、どういうふうに言っているかという、ノーバル・ソーラーはその後、福岡県に対して口頭で修正をするとの連絡をしてきたというわけです。どういうことでしょうか。3月25日に住民が指摘して、それおかしかったよねというのを、福岡県に修正連絡するというのはどういう意味だと思いますか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

県が当然許可権者でございますので、開発業者のほうから説明会の中での指摘事項について、県のほうに説明があったというふうに考えます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そこで思考をとめるからだめなんですよ。だから、何なのというのが、さっき聞いたんですよ。どう思うかと。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

そういう修正事項について、県に連絡して報告したということでございますので、そのことについて、連絡をとっておると。業者のほうからしても、許可権者へ話をしているということでございますので、それをベースにいろんな対応策等々考えていくべきだろうというふうには考えます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

要するに、3月25日に配付された工事スケジュールは、福岡県と共有しておったということなんですよ。共有していなかったら修正連絡をする必要はないでしょう。しかも、その中身が調整池づくりと森林伐採を同時並行でやりますという中身を指摘されたわけですよ。これは許可条件違反を誘発するじゃないですか。そういうものを福岡県は業者と共有しておったということが、福岡県の発言の中で浮き彫りになったのではないですか。福岡県に行政指導上の瑕疵が、極めて重大な瑕疵があったということが浮き彫りになったし、しかもこれが是正されたかどうかわからない。係長が交代する時期でもあったし。

そこで、どうしてこういうふうにノーバル・ソーラーの許可条件違反を隠したり、ばれたら監督処分をしようかな、しませんと。ここはノーバル・ソーラーを特別扱いするという福岡県の思

惑があるんじゃないかと思うんだけど、それは感じませんか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

県とお話をしていく中におきましては、確かに法令違反といえる工程上の誤りがあったということでございますので、それに対して、当然のことながら許可権者として指導しているということが今回の状況だと思います。その中で、特に今回何かあったのかということについては、私ども知り得ない、知り置かない中でございますので、その辺の状況については把握はできておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

福岡県は地元住民の強い指摘を受けて7月22日、大雨が降った参議院選挙の翌日ですけれども、筑穂馬敷の金比羅山のメガソーラー開発現場を調査しております。飯塚市に来た日ですよ。この開発は田川市に本社のある日本エネルギー総合システムが行っています。2つ必要な調整池づくりを終わらせずに森林伐採を行っている事実が確認されています。県の指導により、23日付でてんまつ書と是正計画書が提出されました。これに違反して、さらに森林伐採したことが地元で確認されています。ここには、白旗山乱開発に通じる県行政の大きな問題が横たわっています。この金比羅山のほうは、その調整池を完了させて、水路に接続をして、機能化させた上で森林開発しますという工事計画書が県に出されているわけですよ。これから言えば、このノーバルだけが特別扱いをずっと受けてきた。どういうことかと。

そこで、最後ですけれども、白旗山で最大の開発規模であるアサヒ飯塚メガソーラーは、7月27日に二瀬と幸袋で行った住民説明会に肝心の工事スケジュールを出しませんでした。伐採した樹木は粉碎して地表にばらまくとした一条工務店の計画を、今度は外部に運び出すことに変更していますが、積み出しに必要なスペースはB調整池の予定地しか見当たりません。したがって、B調整池づくりは森林伐採の後ということになりかねません。防災施設を先行させるとした許可条件は――

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員に申し上げます。発言時間が終了いたしておりますので、質問があれば簡潔に終わってください。

○8番（川上直喜）

防災施設を先行させるとした許可条件に違反する開発を食いとめる能力もなく、違反行為を確認しても追認を繰り返し、開発中止命令また復旧命令の監督処分はしない。これでは住民を災害から守ることができません。先ほど副市長が、工事を住民の同意ができるまでとめてもらいたいと申し入れをしたということでしたので、きょう新たにわかったこともあると思いますので、市長ともども、再度厳しく福岡県及びアサヒ飯塚メガソーラーに、監督をしきらないんだったら着工させるなというのを強く言ってください。答弁を求めます。

○議長（上野伸五）

副市長。

○副市長（梶原善充）

担当の課長のほうと打ち合わせさせていただいておりますので、今回、今の申し入れにつきまして、担当の部長のほうに申し入れをしたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思ます。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午後 0時25分 休憩

午後 1時29分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。6番 兼本芳雄議員に発言を許します。6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

今回は、空き地、空き家の管理について、一般質問を行いたいと思います。

登記簿謄本などを調べても所有者が特定できない土地を利用可能にする特別措置法が2018年6月国会で成立し、11月に一部が施行されました。資本主義の大原則である私有財産制度を、一定の条件のもとであっても国や自治体といった公的機関にその利用を認める制度ができたことは、極めて画期的と言うべきですが、事態はこのような法律が必要になるほど深刻だということをはかっています。所有者不明土地とは、相当の努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行っても、なおその所有者の全部または一部を確認することができない一筆の土地のことで、小さな一筆の土地でも所有者がわからなければ、それは所有者不明土地になります。所有者不明土地は全国に広がっており、それらを全て合わせると九州以上の広さになり、2040年には北海道の面積に匹敵すると推計されています。貴重な国土をかなり無駄にしていると言わざるを得ません。

そこで、本市におけるこのような所有者不明土地の現状とこれからの対策について、どのようにお考えかを質問いたしますのでよろしくお願いいたします。本市における所有者不明土地の現状についてお尋ねいたしたいと思います。何十年も登記異動がなく、亡くなるなどして所有者が不在となっている土地が多くありますが、そのような土地に関する固定資産税の現状はどのようになっていますか。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

土地の固定資産税の納税義務者は、不動産登記において所有者や権利者となっている個人及び法人であるため、相続等の所有権移転がされていない土地につきましても、継続して課税している状況でございます。また山林や田畑などの所有者や、住宅が建っているため住宅用地特例の適用となる宅地の所有者で、課税標準額が免税点未満となり、固定資産税が課税されない納税義務者の中には、亡くなっている方がいると推察されますが、亡くなっている方の人数の把握はできておりません。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

今、固定資産税が免税点未満であるため、納税通知書が送付されない納税義務者はどのくらいいらっしゃいますか。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

本年度の土地の納税義務者の全体数は4万2950人であり、約20%を占める8714人は免税点未満のため課税されておらず、納税通知書の送付をいたしておりません。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

所有者不明土地の固定資産税の賦課、徴収についてお尋ねいたします。実際の賦課や徴収の状況はどのようになっていますか。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

所有権移転がされない限りは、継続して納税義務者として課税を行っておりますが、所有者が死亡しても、残された家族が固定資産税を納付していることもございます。所有者が死亡した後に、固定資産税を納付していた家族が死亡し、市からの納税通知書等が返戻となったことで、税金が滞納となる場合や口座引き落としで納付していたが、死亡による口座の凍結や口座残額が不足したことで滞納となる場合もございます。滞納となった案件につきましては、本市において相続人を調べ、相続放棄の有無を調査した上で、登記異動はできませんが、納税義務者を変更し賦課がえを行うこともございます。また法人所有物件につきましては、法務局の法人登記において法人の閉鎖が確認できた場合、清算後の残額等について執行停止処分を行っているところでございます。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

それでは、所有者不明土地が問題となるケースはどのような場合がございますか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

登記簿などの公簿情報を参照しても所有者が直ちに判明しない、または判明しても所有者に連絡がつかない土地、いわゆる所有者不明土地が、人口減少、高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や、地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意義の希薄化等を背景に、所有者不明土地が全国的に増加しております。所有者不明土地につきましては、土地の所有者の調査に多大な時間と費用を要するだけではなく、調査の結果、所有者が判明しなかったときに、公共用地としての買収ができない場合や、土地を売却する際に隣地が所有者不明土地になっていたことから、境界が確定できないという問題がございます。そのほかには、防災上の対策におくれが生じたり、環境衛生の課題など、所有者が不明であることは、さまざまな社会問題を起す原因になっております。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

今、行政経営部長からも答弁いただきましたが、課税されてある土地というのはある程度、その後の所有、相続関係、承継関係というのはわかるんだというお話をいただきました。しかし、やはり大きな問題になるんだということもわかったわけなんですけれども、そのために国が今回、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法というのを施行したわけですが、これについてどのような内容かお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の概要は、平成30年11月15日に、所有者の探索を合理化する仕組みと所有者不明土地を適切に管理する仕組みが創設され、令和元年6月1日には、所有者不明土地を円滑に利用する仕組みが創設されたところでございます。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

円滑に利用する仕組みとして地域福利増進事業が創設されていますが、どのような内容かお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

地域福利増進事業とは、所有者不明土地を公園等の整備といった地域のための事業に利用することを可能とする制度であり、都道府県知事の裁定を受けることで、所有者不明土地に10年間を上限とする利用権を設定して利用することを可能としております。地方公共団体だけではなく、民間企業、NPO、自治会、町内会等が都道府県知事に裁定を申請し、利用権を取得して事業を行うことができます。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

この地域福利増進事業というのは、具体的にはどのような内容なのかお尋ねいたします。

○都市建設部長（堀江勝美）

具体的には、道路、学校、公民館、図書館、病院、公園等の事業であって、地域住民、その他の者の共同の福祉または利便の増進を図るために行われるものとされております。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

次に、所有者の探索を合理化する仕組みといったものはどういったものかお尋ねいたします。

○都市建設部長（堀江勝美）

土地の所有者の探索のために必要な公的情報について、行政機関が利用できる制度が創設されました。また長期間、相続登記等がされていない土地について、登記官が、長期相続登記等未了土地である旨等を登記簿に記録することなどができる制度が創設されております。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

今の答弁にございましたが、公的情報というものは、例えば固定資産税に関する情報であったり、地籍調査であったり、林地台帳、農地台帳といったものかと思いますが、どういったものになりますか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

地籍調査につきましては現在実施されておられません。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

公的情報を利用という、その利用ができるものというのは、固定資産税に関する情報とか、地籍調査、林地台帳、農地台帳といったものになるのでしょうか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。



○都市建設部長（堀江勝美）

そのとおりでございます。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

では、固定資産税に関する情報というのは先ほどちょっとわかりましたので、地籍調査や林地台帳、農地台帳の現状と課題及び情報提供についてはどのようになっているのかお尋ねします。

○都市建設部長（堀江勝美）

地籍調査につきましては、現在、実施はされておられません。課題としましては、地籍調査が実施されていない箇所では、公図と境界が異なり、公共事業や民間取引に時間を要したり、また取引できないことになる場合が考えられます。なお、情報提供につきましては、法務局に申請し、最新の情報を確認することができます。林地台帳及び農地台帳におけます所有者の検索につきましては、関係所管課において可能であります。固定資産台帳との照合による台帳整備につきましては、林地台帳は来年度より、農地台帳につきましては毎年度行っております。地域福利増進事業に関連しない場合は、内部情報として共有可能ではありますが、外部への提供につきましては、個人情報保護法に抵触することがないように、各種法令に基づき執り行うこととなっております。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

ということは、林地台帳、農地台帳に関しては、今、固定資産税台帳との照合によりある程度整備ができていますよと。しかし、地籍調査につきましては、なかなかうまくいっていないということでした。また情報提供について法務局に申請し、最新の情報を確認するということですが、登記なんか行われていなかったら最新の情報にならないので、私はこれは意味がないのではないのかなと思っております。

そこで、この地籍調査についてお尋ねしたいんですが、どのようなことを行うのでしょうか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

地籍調査は、国土調査法に基づく国土調査の一つであり、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量し、確定するものでございます。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

先ほどの答弁で行政経営部長のほうから、本年度の土地の納税義務者の20%を占める8714人は免税点未満のため課税されていないということです。当然、固定資産税ですから、課税されてある方の分は調べてあるけれども、課税されていない方の分に関しては何も調べられていないということです。ということは、8714人の土地については、この中に所有者の不明の土地の実態調査というは行われていませんから、わからないのが現状だというふうに私は考えるんですけれども、答弁をお願いいたします。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

所有者不明土地があるか、ないかにつきましては、把握いたしておりません。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

では今、都市建設部長は地籍調査について、現在実施されていないんですと、また実施していない土地の課題として、公図と境界が異なり、公共事業、それから民間取引に時間を要したり、取引できないことになる場合が考えられるという答弁をいただきました。ということは、この免税点以下の土地に関しては、固定資産税に関する情報で所有者の確認ができないということです。そうすると、地籍調査の実施による免税点以下の所有者の実態調査というのは、これからちょっと述べますけれども、非常に重要ではないかというふうに考えますが、どのように思われますでしょうか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

土地の境界の明確化は、災害後の迅速な復旧・復興、社会資本整備、土地取引の円滑化のためには重要であると考えております。しかしながら、相続等で権利関係が複雑になり、土地所有者等の立会による筆界確認や測量作業に時間や経費を要することや、市町村の実施体制の整備が不十分であること等により、現在は実施されていないのが現状でございます。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

それでは次に、法律の中にございます所有者不明土地を適切に管理する仕組みとしては、どのように考えられているのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

地域住民等の福祉や利便の増進のための施設を整備する目的で、所有者不明土地等の利用、管理、所有者不明土地等になり、不法投棄や雑草の繁茂等により、所有者不明土地が周辺に悪影響を与えている場合等において、土地の利用と管理を促進するため、適切な管理のために特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し、財産管理人の選任等を請求可能にする制度が創設されております。このことにより、適切な管理につながるものと考えております。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

民法では、利害関係人または検察官のみが財産管理人の選任請求を認めているというふうになっております。今回、この特別措置法により、特に必要がある場合、この場合には地方公共団体の長などが家庭裁判所に財産管理人の選任を請求することが可能になりましたというような内容だと思います。

そこで、この特別措置法に対応できていない管理不全所有者不明土地の対策について質問させていただきたいと思っております。空き家に関しましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法や、市独自の条例により、また管理不全空き家等の対策で、市民からの問い合わせにも対応ができていないんじゃないかというふうに考えております。空き地において、例えば、先ほど答弁で言われました不法投棄や雑草の繁茂等により、所有者不明土地が周辺に悪影響を与えている場合や、例えば擁壁及びのり面等が老朽化し、放置してしまえば、倒壊等の危険がある民間が所有している傾斜地があって、そこに面する市民が生命の危険回避のためにいろいろと、ここは誰が持っているのかといったような調査を行ったと。でも所有者がわからなかったと。最終的にそういった困った市民が本市に問い合わせを行った場合、またはこの所有者不明の土地が隣にあったと。この

土地を購入したいなといった場合に、市民から問い合わせがあった場合などは、どのような支援を今は行ってもらえますでしょうか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

空き地における不法投棄や雑草の繁茂等により、所有者不明土地が周辺に悪影響を与えている場合には、環境保全の観点から、条例に基づいて空き地の所有者に写真を撮って通知し、管理の指導を行っているところでございます。また、道路や公園等の公共施設周辺に所有者不明土地の擁壁等が倒壊する危険性がある場合は、歩行者や利用者の安全性を確保するために、応急的な対応や通行禁止などの安全対策は実施しますが、改良や新設等の抜本的な対応はできない状況でございます。所有者不明の土地を購入したい市民がいた場合の支援につきましては、所有者不明土地を利用して、道路、公園、学校等の地域住民等の福祉や利便の増進のために施設を整備することはできますが、それ以外の目的では地域福利増進事業の活用は困難であると考えており、支援ができない状況でございます。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

今、答弁の中で、公園や道路等の公共施設が周辺にないと応急的な対応はできないというふうに言われたと思いますが、そのとおりでございますでしょうか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

そのとおりでございます。空き家につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法や市独自の条例がありますが、空き地には根拠法令がないことから、道路や公園等の公共施設周辺に所有者不明土地の倒壊する擁壁等がある場合は、応急的な対応はしますが、抜本的な対応はできない状況でございます。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

それでは次に、道路や公園等が周辺にない所有者不明土地で、市有地が存在しないのり面に関しては、今支援ができないということですが、例えば固定資産に関する情報、それから住民票及び戸籍謄本、戸籍の附票等、そういった管理不全土地所有者の情報提供はできないのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

地方税の賦課徴収に従事する職員に対しましては、地方公務員法第34条に規定されております秘密を守る義務に加え、地方税法第22条にも秘密漏えいに関する罰が規定されております。そのため、外部に情報提供する際には、根拠法令を明確にしている請求者に対してのみ提供いたしております。内部部署につきましては、根拠法令に基づく請求に加え、飯塚市個人情報保護条例の目的外利用となる人の生命もしくは身体の安全または財産の保護等のため、緊急かつやむを得ない理由があるときを判断基準として情報提供を行っております。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

戸籍謄本や住民票の写し等の交付につきましては、戸籍法、住民基本台帳法に規定されている根拠法令に基づいた交付請求に対して、内容を審査し、交付しております。さらに、行政経営部長と答弁が重複いたしますが、内部部署におきましては、根拠法令に基づく請求に加え、飯塚市個人情報保護条例の目的外利用による交付請求があった場合は、人の生命もしくは身体の安全または財産の保護等のため、緊急かつやむを得ない理由があるときを判断基準として交付をすることといたしております。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

では公図上、公道に接道していない土地は不動産取引において商品価値がありません。たとえ売買が成立しても、非常に低価格の取引となります。固定資産の課税における算定方法も公道に接道しているか、していないかで変わってきますか。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

公道に接していない場合には、その土地が道路から何メートル離れているかを計測し、距離により設定している補正係数により補正し、減価しております。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

ということは、公道に接している土地と接していない土地ということになれば、同じ宅地だとしても評価、平方メートル単価というのは変わってくるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

そのとおりでございます。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

それでは次に、所有者不明土地の解消に向けた今後の取り組みについてお尋ねします。

所有者の所在の把握が難しい土地を今後ふやさないためには、日ごろから予防策を講じておくことが重要であることから、所有者の所在の把握が難しい土地の発生の予防に寄与する制度や方策が必要ではないでしょうか。また、どのようなことが考えられるかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

全ての土地につきまして、相続等の所有権移転の登記を確実にすることが必要でございます。本市においては、飯塚市に居住する固定資産所有者の死亡を毎月把握しており、その死亡届出者に対して、固定資産税相続人代表者指定届の提出依頼の通知を送付いたしております。その際、法務局が作成した相続登記を促すチラシを同封いたしております。また本市のホームページの固定資産税届出書に関連いたしまして、同じページから法務省ホームページへのリンクができるようにしており、固定資産税課税通知書の送付時に同封している文書に、相続登記を促す文言を追加することも検討いたしておるところでございます。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

これまでの部長の答弁で、特別措置法の一定の条件に当てはまる所有者不明土地と、条件に当てはまらない所有者不明土地では、課題解決に向けての取り組みが大きく違うということがわかりました。また先ほどの地籍調査なんかもそうなんですけれども、特別措置法という情報提供の整備が整っていないこともわかりました。人の生命もしくは身体の安全または財産の保護等のため緊急かつやむを得ない理由があるときの管理不全所有者不明空地に関する行政の対応も、飯塚市個人情報保護条例の目的外利用としての内部情報提供という対応以外にないわけです。飯塚市個人情報保護条例に基づく情報の内部提供を、例えば請求する部署は一体どこになるんでしょうか。所有者不明空地に関する部署がはっきりしていないために、非常に煩雑な事務手続が必要ではないかというふうに思います。また情報の内部提供だけでどこまで市民の生命もしくは身体の安全または財産の保護ができるかもわかりません。例えば先ほどの購入をされたいとか言ったような売買などの所有権を移転する方法に関しては、全く対応ができないという状況です。ミニ開発などによって、この飯塚市には分譲地がたくさんあります。以前はマイホームを建てる時、住宅金融公庫や年金福祉事業団といったところが主に融資を行うことが多かったわけです。融資の担保として建物だけとか、建物を建てる土地と、土地と建物だけといったところに抵当権を設定しました。その後、債務不履行により抵当権を実行し、競売にかかる段階で初めてこの土地は接道していないということがわかり、競売にかけても十分な回収ができない不良債権だということが判明した物件がたくさんございます。これはどういったことかということ、分譲時に市が道路として寄附を受け付けない袋路の道路がある分譲計画といったところで起こり得ることなんですけれども、本来は道路となる土地の共有持ち分登記と分譲地の取引を行うときに同時に所有権移転登記をしなくちゃいけないんですけれども、この道路部分だけ未登記になっているということが原因なんですね。このような物件というのは、この飯塚市にもたくさんございます。そして今、数十年たって結局、公道があります。分譲地があります。奥の4つぐらいの土地を分けます。奥の土地の方のためにも道路をつけなくちゃいけない。向こうに道路が抜けるんだったら市は道路として寄附を受けますが、途中で止まっている道路に関しては受けませんよね。受けないと、この道路部分の名義を変えなければ、分譲した会社のままの所有になってくると。そうすると、奥の方の土地というのは公道に接道していないということになりますから、先ほど言われたように価値が余りなくなってしまうような土地になってくるといことなんですね。この数十年たって、そういったことが判明したとします。そして、その道路所有者の業者がもし倒産していたり、休眠会社になっていたとした場合、所有者を探すこと、もしくは所有権を移転することというのは非常に困難になります。また先ほど行政経営部長に確認させていただきましたが、公道に接していないということで、これは固定資産税の課税標準額が下がってしまうのではないかと。ということは飯塚市の歳入に影響が出るのではないかとというふうにも思います。そして、下水道の事業計画区域にこのような所有者不明の私有道路があれば、一つに地上権の設定等をやらなくていけない場合も出てくるかもしれません。そういったときに、そういうこともできない。所有者がどこにいるかもわからない、名義も変えられない。そうすると、そういう地上権を設定しなくちゃいけないという市の条件にも合わなくて下水も引けないと。そういったような、この飯塚市の事業を妨げるような問題にもなってくるんじゃないかというふうに私は考えております。

このように、道路もしくは擁壁、のり面といったところというのは、評価、免税点以下になるところが非常に多いんだと思います。この免税点未満の土地の所有者調査というのは、実は非常に大切なことではないのかなというふうに考えております。また道路が接道していないということになれば、不動産の流通にも影響を与えるものだと考えます。つまり、対策がないということは大きな問題だと認識しております。本市の空き家バンクのような施策で、空き地バンクの創設を行うことも一つの手として、不動産の流通に効果があるのではないかとというふうに考えますが、

市長、この所有者不明土地対策を担当する部署がなければ、このような問題の解決をどうしていくのでしょうか。特別措置法が施行されたのに、本市では、今回の答弁でわかったように多くの課題があるわけです。調査研究や、例えば今の法律の中で条例をつくることも必要だと思いますし、また法が改正されなければ対応できないということであれば、国への要望も必要ではないかと考えますが、市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

ことしの6月に所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が施行され、空き地に関する法整備が今後進むものと考えられることから、空き地に関する情報の抽出や集約方法や担当部署の構築等の事前準備が必要であることは認識しております。今後は、空き地関係法令が施行された場合は迅速に対応できるように、事前に問題点や関係法令を把握し、関係部署で連携を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

日曜日でしたが、西日本新聞に北九州市が点在空き家や空き地を一体として再開発をするというようなモデル事業をされるということです。これ飯塚市にとっても、都市計画もしくはコンパクトシティ計画なんかやるときも、この空き家、空き地というのを一体で考えるというのも非常にいいことではないかと思しますので、ぜひ早急な対策をお願いしたいと思います。

次に、空き家対策の現状の取り組みについてお尋ねいたします。昨日、同僚議員のほうからも空き家に関しては質問がございましたので、私は空き家バンクの活用について、きのう、ちょっと答弁いただきましたが、その中で空き家バンクには福岡県空き家バンク制度に参画し、実施されたということでしたけれども、その開始後の登録件数についてもう一度お願いいたします。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

空き家バンクのほう、登録件数につきましては、8月末時点ではゼロ件でございます。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

これは、また繰り返しになるかもしれませんが、登録に至らなかった要因というのはどういったことなるのでしょうか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

本事業を実施するに当たり、実施基準となります飯塚市官民連携空き家流通促進実施要領を平成30年12月17日に制定し、その中において、公として事業を進める上では必要と考えられる要件を設定しております。具体的には、相続登記が完了していることや、建築基準法に基づく接道義務を満たしていることなどがございまして、その要件を満たすことが難しく、登録に至らなかったものと考えております。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

確かに公として事業をする以上は、契約成立後のことも視野に入れた要件を設定することは当然必要だとは思いますが、しかしながら、登録件数をふやし、空き家の利活用を進める上では、答弁にございました要件というのは、登録宅建業者の経験と技術で解消可能になることもあると思いますが、この要件を緩和するようなことはできないのでしょうか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

現在の状況から要件等を見直す検討の必要性は強く感じております。そのため、まずは登録宅建業者に意見聴取を図り、その結果を踏まえ、要件を緩和するのか、もしくは制度に新たな補完的な機能等を持たせるかなど検討を行ってまいります。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

今の要件、この要件というのは、これこそ本来宅建業者の仕事ではないかというふうに私は思っております。相続登記、これを最初からやっていたら何がいかというと、誰が納税されるか納税者がはっきりわかるということになりますけれども、相続登記は、やはり相続人がたくさんいらっしゃれば、それだけ非常に難しい登記です。何でこれをしなくちゃいけないのか、そういったものをやはり理解していただくためにも、この宅地取引者の方々が説明していただくということにより理解が深まるのではないのかなというふうに思います。そういったことで、この窓口におけるこのハードルの高い要件によって、空き家バンク事業対象外物件となってしまうのではないのかなというふうに思っておりますので、ぜひ宅建業者の意見やノウハウを参考にされて、柔軟な思考による検討をお願いしたいと思っております。

次に、空き家発生予防対策についてお尋ねします。現状における空き家の動向については、平成30年10月時点の住宅土地統計調査結果により、国内の住宅総数に占める空き家の割合は過去最高の13.6%であったことが示すようにふえ続けているものと認識しております。そのため、空き家となったものへの対策とあわせ、空き家の発生を未然に防ぐ予防の観点での対策が必要と感じておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

質問議員がおっしゃる空き家の発生予防の観点からの対策につきましては、取り組むべき事項として考えております。具体的な内容はこれから検討してまいります。空き家の発生を未然に防ぐ予防を展開していく上では、まずは空き家となる可能性がある住宅について、所有者等が気軽に相談できる体制づくりが必要と考えており、建物の流通や権利関係等に精通した民間団体等に参画していただくことを考えております。また、ひとり暮らしの高齢者や核家族の高齢者世帯等へ、空き家予防の意識を図ることが重要と認識しておりますので、福祉部局と連携を図る仕組みも必要だと考えております。

○議長（上野伸五）

6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

神奈川県松田町というところでは、空き家発生の予防の取り組みとして、空き家発生予防のための高齢者向けリーフレットというのを作成されているそうです。これは終活講演会兼空き家予防講演会を開催し、空き家予防の啓発を行っているということでした。終活イコール空き家予防という意識づけを図るこの事業により、講演会に参加された方の約3割が空き家問題に関心を持たれたという成果の報告がございます。このような先進自治体の事業を参考にしながら、効果的

な空き家発生予防対策に取り組んでいただくことを最後に要望いたしまして、本日の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。12番 江口 徹議員に発言を許します。12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

皆さん、こんにちは。私の名前は、江口 徹です。よろしく申し上げます。せっかく手話研修をしていただきましたので、少しずつ学んでいきたいと思っております。今日は、卸売市場の移転について、そして情報公開・情報共有について、国際化における諸問題について、教育環境、そして子育て環境について、お聞きいたします。

まず最初は、卸売市場の移転についてでございます。卸売市場の移転の方向が、もうすぐの状況になってまいりました。現実には既に、敷地の造成が始まっております。その中で、片一方では、市場の跡地にイズミの出店計画があるということが明らかになり、そのことについての是非について、大きな議論が巻き起こってきています。まずもって、今回の卸売市場の移転協議についてですが、移転の際の合意事項並びに市場側からの申し出については、どのようなものがあったのか、お聞かせいただけますか。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

市と市場関係者との間で、全5条からなる飯塚市地方卸売市場等施設整備に関する合意書を平成29年12月に結んでおります。合意書の内容は、第1条、新飯塚市地方卸売市場は移転新築とする。第2条、移転場所は飯塚市庄内工業団地グラウンドとする。第3条、新飯塚市地方卸売市場において、場外市場とせず市場開放を行う。第4条、移転費用及び使用料について、市は一定の補償等を行うとともに、本合意書に定めのない事項については、本合意書の当事者が協議し、解決するものとする。第5条、組合にあっては、総会の議決を行った日から本合意とするとなっております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

今、合意書の内容について、ご案内いただきました。この合意書以外に、市場側から申し入れ等々が、移転に際してあったことはございませんか。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

市場関係者とは協議を重ねてきております。その中で、一応今は、新しい市場の建設についてのご説明等を行ってきているところでございます。今後は利用料の話とか、そういうような打ち合わせをすることとなっております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。



○12番（江口 徹）

今トライアルになっているところはもともと市民プールでした。市民プールの売却、そしてトライアルをあそこに立地したことによって、本市内での商業環境は大きく変わったと市場関係者から言われたことがございます。そして、同様なことがないようにと、今回の市場の移転に際して申し入れ等があっていないかどうか、お聞かせいただけますか。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

今トライアル等の例を挙げられましたが、特に書面で交わすような申し入れ等はいただいております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

お聞きしたのは、書面での合意になっている、いないにかかわらず、そのような申し出があったことはないのかどうか、いかがですか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

商業施設の誘致ということで、新聞報道等が出まして、その後、私どものほうでも、市場関係者と会合を持ったことがございます。その中で先ほど、質問議員が言われました過去のトライアルのときの例等々もお話は若干ございました。具体的な、数字的なお話ということはございませんけれども、そういう危惧感を持ってあるというお話は何っております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

実際、今回のゆめタウンの出店の話の前、要するに市場を移転する、しないの話のときに、そういった申し入れはあったのかどうか、その点はいかがですか。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

合意書の締結は平成29年12月に済んでおりますが、その時点でも、これ以外のことについてはございませんでした。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

一部ではあったような話も聞いたりはしております。また改めて確認をやっていただきたいと思っております。

次に、市場の使用料について、当然のことながら商売をする上で家賃がどうなるかというのは、非常に大きな論点になるわけです。だからこそ早期に示していただきたいということを再三言っていましたし、市側も早期に示したいと言っていましたし、こういう段階で示したいというお話がございましたが、現状においてはどのように変わっておられますか。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

ご指摘の使用料につきましては、6月21日に卸売会社と買受人や生産者及び附属営業施設の

各組合の市場関係者の代表の方々に集まっていただき、新卸売市場の整備に係る関係者調整会議を開催いたしました。建設費、施設使用料、交付金を前提とした事業の組み立てを行って、技術提案及び価格提案による事業者選定を実施して、事業費の圧縮を図り、施設使用料については、建設費の精査状況を見ながら協議を行い、使用料を決めていくこととしておりました。第2回目の調整会議の開催についての連絡をいたしましたところ、市場関係者から飯塚市が先ほどありました市場移転後の跡地にゆめタウンの立地に取り組むことについては反対するとの意見が多くありまして、使用料の協議ができていない状況でございますが、ご指摘がありましたので早急に市場関係者と使用料についての協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

使用料についてはどの程度になると、算定されておられますか。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

新市場の使用料でございますが、平成30年度の卸売市場の使用料の実績は全体で約5千万円でございますが、新卸売市場の使用料の計算につきましては、建設に係る事業費から交付金を除いた2の1の額と起債利息の2分の1の額及び毎年のランニングコストを市場関係者が負担することとなります。新市場の使用料につきましては、今後、技術提案及び価格提案による事業者選定を実施して、実施設計を行いながら建設費の抑制を図り、市場の使用料を算定してまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

使用料については今のところ答弁をなされておられません。使用料については、いつまでに提示すると今までお話しをされておられましたか。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

以前の答弁では、できるだけ早急に算定したいというふうに答弁しております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

基本設計ができた時点では提示できるというお話があったかと思いますが、いかがですか。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

実際に支払っていただきます使用料につきましては、基本設計ではございませんで、実施設計、実際の建設費が確定した金額、事業費から算定して市場関係者と協議していくような形になります。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

となると、実施設計が終わってやっと提示するということになると、入る先方さんも、そのときになって、やっと本当にいけるかどうかわかるということですね。果たしてそれでどうなんで

しょう。基本設計、そして実施設計の段階では、今の予定では、デザインビルドでやるわけでしょう。実施設計と建設と一緒に発注したいと言われているわけです。それが終わってという段階になったらもう契約しているわけですよ、建設も。それが終わってやっと金額が確定する。箱はつくります、決まりました。やっとそこで使用料が見えます。これでうまくいくとは思えないんです。おおよその金額、おおよそのぐらいになりそうなんですがいかがですかという提案をなされたことはありませんか。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

今ご指摘の基本設計に基づいた数値ということにつきましては、これについてはまだ市場関係者のほうには提示はしておりません。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

逆にお聞きいたします。市場側からこの程度しか払えないんだけどというお話は聞いたことはございますか。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

具体的にこの程度のお金でなければというような話もお聞きはしておりません。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

今回コールドチェーン、今までみたいな外気と触れ合う形ではなくて、閉鎖された空間の中で室温をコントロールして冷やした中でやりたいと。冷蔵庫の中で仕事をするようなものなんです。このような形をとる中でどの程度売上高が上がる。この程度の利益が上がる。そういった試算があるかと思うんですが、市としてはどの程度見込んでおられますか。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

今のご指摘のコールドチェーン化による取り扱い高の伸び率とかという関係につきましては、卸売会社が分析をしながら、取り扱い高の算出をしているという状況でございます。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

市側としては算出はしていないということよろしいですか。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

お見込みのとおりでございます。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

それでは、移転後の跡地についてお聞きいたします。イズミとの協議に入るという新聞報道がございました。代表者会議の中でお話しになって、それが翌日の西日本新聞で報道された分なん

ですが、イズミとの協議の状況はどうなっているのか、お聞かせください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

株式会社イズミとの協議につきましては、これまでもご説明いたしましたとおり、先方からの申し出による市場跡地の活用の一候補としてでございます。この協議につきましては、5月30日に進出の意思確認のために、広島市の本社を訪問いたしまして、社長との面談の上、意見交換を行っております。7月以降、商業関係者の皆様や地元住民の皆様にご説明をし、ご意見をいただいているところでございます。同社との協議状況といたしましては、7月5日の新聞報道があったことを電話にて、イズミのほうへ報告し、12日にイズミの担当者の方が来庁されております。担当者の方に対しましては、新聞報道については、立地が決まったものではないこと。立地する場合、仮に土地を譲渡する際には、市議会の議決が必要となり、議決をもって本契約となることなどを説明いたしております。また、8月30日、31日に大牟田市と八代市のイズミ、イオンをそれぞれ訪問いたしまして、各店舗の店長より圏域商業の状況などについて、聞き取りを行ったところでございます。株式会社イズミとは、5月30日の本社訪問時の意見交換以外には、イズミ、飯塚市双方がそれぞれ意見を交わすような、そのような協議は行っておりませんが、商業関係者の皆様とのご意見等を伺いながら、10月以降、イズミとの協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

イズミもやっている業態がいくつかありますよね。ゆめタウンもあれば、ゆめマートもございます。それ以外にもあるんですが、報道の中ではゆめタウンという報道がありました。どれが来るにしてみても、飯塚市にとってもプラスがあり、マイナスがあるんだと思うんです。その点について、どのように把握しておられるのか、お聞かせください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

大型商業施設の進出につきましては、過去に本市では、平成6年、旧穂波町にジャスコ穂波店、現在のイオン穂波ショッピングセンターの進出がございました。これは平成8年に撤退いたしました。吉原町にございましたジャスコ飯塚店が穂波店進出の平成6年当時に開店しておりましたので、今回の状況とは若干異なりますので、その影響を考える上で異なるものと考えております。一般的な企業の進出ということで申し上げますと、プラスの影響といたしましては、土地の購入におきましては、土地の売却収入や税収の増加といった歳入面の影響と、それから雇用の創出がでございます。税収の増加では、土地、建物、設備などの償却資産といった固定資産税収及び法人市民税収、そして、新たな雇用によって生じます個人市民税などが新たな税収として見込まれるところでございます。雇用に関しましては、同じような規模でございます。先ほど視察ということで申し上げましたゆめタウン大牟田店の雇用を見ますと、本年8月時点で、1405人、このうち地元雇員が1300人と伺っております。仮に、今回につきまして、1千人の地元雇用があると想定した場合、平成30年度の福岡県労働局賃金統計に基づく平均賃金、パートの場合での月額9万3398円となっておりますので、雇用人数で考えますと11億円以上の所得が飯塚市内で生まれるのではないかとというふうに考えております。

また、商業施設としてのプラスの影響につきましては、市外の住民の方や外国人観光客を新たな顧客として取り込むこと。また近年、将来的にも、市外での大型商業施設の立地が相次いでいる中、飯塚市民の方にゆっくりと買い物をしていただき、市外へのお金の流出の、その抑止効果

につながるものと考えられます。さらに、ゆめタウンの大牟田店では、出店後マンションが5棟ほど立地をしたということがございます。大牟田店の場合は、立地場所が中心部でございまして、公共交通にも恵まれたエリアでございますので、ゆめタウンの出店そのものが直接影響しているかどうかという点はございますけれども、出店により、住宅立地の相乗効果として、プラスの影響になるものではないかと考えております。このほかJR、バスの利用者の増加などもプラスの影響と考えておりますが、何よりも飯塚駅前の中心部にこのような施設ができるということは、新たな人の流れ、お金、もの、情報の流れを生み出し、地域経済の活性化に、そして都市の活力向上につながるものと考えております。

また一方、マイナスの影響でございます。当然のことながら、周辺の商業施設、特に古くから本市の商業を支え、山笠や花火大会などの祭り、イベントを支えてきていただいておりますコミュニティの場として重要な役割を担っていただいておりますところの中心商店街の店舗への影響等が考えられます。商業者の方からも、ご意見の中では、あと5年はお店を続けようと、もう少し頑張ろうと思っていたけれども、これを契機に閉店を選択されることになるのではないかと聞いたようなお話も伺っております。またアクセスにつきましても、地元の方の生活道路として使用している裏道などに車が通り、危険になるのではないかといったご意見もございます。このような商店街や交通に関するマイナスの影響について、その対策を十分考えていかなければならないというふうに認識いたしております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

このイズミ進出には、賛成、反対の声があると思っております。商店街並びに市場関係者はどのようなご意見がありますか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

先ほどもご答弁いたしましたマイナスの面について、非常に危惧をされています。そういった中で、やはり売り上げ、先ほども申し上げました店舗の閉店等々について、非常に心配をされているところでございます。しかしながら、お互いの連携によりまして、よりよい商業環境をというものを考えていかなければならないというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

商店街関係者並びに市場関係者との協議の状況はどうなっておりますか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

商店街につきましては、7月5日に飯塚市商店街連合会の正副会長を訪問いたしまして、状況を説明の上、理事会での説明をお願いいたしまして、8月2日に理事会にて経過などの説明を行っております。明確に反対される方、反対ではあるがどのような連携ができるか考える必要があるといったような意見がございまして、今後、連合会の店舗の皆様を対象とした説明会や理事会を通じた連携に関する会合など、商店街の皆様からご意見をいただける機会の設定をお願いいたしております。また、8月26日に商店街連合会会長名で、誘致計画を白紙にしてほしい旨の要望がございまして、本市といたしましては、9月2日に商業施設の誘致を機会として、商店街との連携を図り、商業環境の充実を進めたい。そのためのご意見をいただきたい旨の回答を文書でいたしております。

市場関係者につきましては、7月5日、8月9日にご説明をしておりますが、周辺商業施設の売り上げが総体的に落ちる可能性があり、仕入れ額が大きく減少するなどのご意見をいただいております。また、卸商団地の理事長や飯塚市商工会事務局への説明を行いました。今後、会員の皆様へのご説明などを行ってまいることといたしておりますのでございます。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

今、商店街連合会の会長名から白紙に戻していただきたいという要望書があった。それに対して、商業施設の誘致を機会として、商店街との連携を図り、商業環境の充実を進めたい。そのためのご意見をいただきたい旨の回答をしたというお話がございました。どのような充実を進めるお考えなのか、具体策があればお示してください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

まずは、商店街の方々からご意見をいただきたいというふうに考えております。また、商店街や中心市街地での課題の一つは、やはり空洞化であったり、空き地や空き店舗がふえることにあると認識を持っておりますので、空き店舗、空き地対策を各関係者一丸となって進める必要があると考えております。商店街は、多様なコミュニティを醸成する場でもありまして、さらに、医療機関も充実しております。歩いて買い物ができる場所もございますので、地権者の方のご理解、ご協力が必要となります。賃貸住宅などや事業所、商業に限らず、さまざまな施設を誘導できる、そんな場所でもあるというふうに考えておるところでございます。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

次に、市場関係者についてなんですが、周辺商業施設の売り上げが相対的に落ちる可能性があり、仕入れ額が大きく減少するといったご意見があるというお話でした。どの程度の減少が見込まれておられますか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

これも市場関係者の皆様への説明の折に、詳細な分析ではないということではございますが、進出する商業施設が当該卸売市場からの商品を購入しないといった場合には、約10億円単位での減少があるのではないかとというふうなことを危惧されておりました。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

市場関係者としては、10億円程度の減少が見込まれるかもしれないというお話でございました。他方で、その市場関係者が働く場となる市場を移転するというのが市の立場であります。多額の予算を投じて、さきの議会でも増額補正がありました。大きな金額を投じて移転をするわけですが、このイズミの進出が現実のものとなった場合、実際には人口が減っていくわけです。今のところは減るという形になっています。他方でということは、マーケットは下がるわけですね。市場関係者が取り扱いをされているのは、食料品でしょう。あとお花ですね。それが、ふえることがあり得るのかどうか。そうやって、ゆめタウンが来たと、結果として、同じ商圈の奪い合いになりました。結果として、市場が成り立たなくなるということがあり得るんだと思います。そうやって一番困るのは誰なんだろうと考えたときに、大きな予算を投じて市場をつくりまし

た。でも、市場から実際の会社さんが抜け、仲買人が抜け、そして誰もいなくなるとなれば、一番困るのはどなたかということ、当然のことながら市場関係者でもあります。片一方で困るのは、その市場に対して投資した金額を回収できない飯塚市であり、市民になるわけです。そのような危惧があると思われませんが、その点についてはどうお考えになりますか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

ご指摘の地方卸売市場につきましては、移転を決定し、移転後の事業展開ができる限り円滑に進むよう、施設整備に取り組んでいるところでございます。商業施設の進出がこの市場にどのような影響を与えるのか、またその対応策はどのようなものが考えられるか。そういったものを市場関係者の皆様と協議してまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

当然のことながら、大きく外部環境が変わるかもしれないわけです。市場関係者にしてみれば、今のところ、何とかもう一遍頑張ろうと思って、ちょっと家賃は上がるかもしれないんだけど、新天地で頑張ろうと思っていたかもしれない。ところが、残念ながらその家賃がわからない。家賃は上がるんですよ、基本。コールドチェーンをやって上がるわけでしょう、基本的に。片一方、マーケットが小さくなってしまうわけですよ。本当にこれで続けられるのだろうか、ないし、続けていいのだろうか。片一方、やっておられる方々にしてみても、ずっと20年、30年、40年と現役でおられるのかどうなのか。やっておられる方々も当然のことながら1年、1年、歳をとっていきます。その中で後継者がきちんといるのかどうなのか、バトンタッチできるのかどうなのか。そういったことを考え合わせると、できるだけ早く情報を提示して、家賃はこうなりますよ、本当に大丈夫ですか。イズミが来たらこうなるかもしれません。その中で、じゃあどうやるのか、本当にやれるのかどうなのかを考えなくてはならないと思っています。まず使用料については、デザインビルドの契約をする前に、当然のことながら、今すぐにでも、おおよその金額は提示すべきだと思うんですが、そのお考えはありませんか。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

今ご指摘の基本設計に基づく数値ということでございます。これにつきましては、第2回調整会議等の場において、市場関係者等とまた協議を進めていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

第2回調整会議はいつですか。僕らはわからないんです。結局、デザインビルドの契約が終わった後だったら、遅いわけですよ。その前になりますか。

○議長（上野伸五）

都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（山本雅之）

第2回の会議につきましては、会議の招集を考えておりましたが、跡地の問題でちょっと会議が開けない状況でございましたので、また、早急に市場関係者と協議いたしまして会議を開きたいと考えております。契約の前ということになります。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

すぐにもやっていただきたい。そうしないと不安で仕方ないわけです。皆様方にとって続けられるかどうかの本当に大きな部分ですよ。ぜひ、早期に示した中で、イズミとの協議についてもきちんと情報を提示した上で本当にやれるかどうか、そのことを考えていただきたいと思っています。今回の市場が予定どおり移転したとしてでございますが、移転した跡地の活用について、私はイズミありきであってはならないと考えています。確かにイズミから申し入れがあって、協議をする。それについてはいいんだと思うんですよ。ただ、それについては、今言ったようなリスクもある。そういったことを考え合わせると、ほかの選択肢を持っている必要があると思っています。その点はどうお考えですか。イズミだけに絞るのか、それともそれ以外の選択肢も含めて考えるのかどうなのか、いかがお考えでしょうか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

市場跡地の活用につきましては、もちろん現時点でイズミありきではございませんし、候補者の一つとして商業関係者の皆様からご意見をいただきながら、今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。ご指摘のとおり、交渉におきまして、白紙のリスクもございますので、そのような点を踏まえまして、その他の選択肢というご指摘でございますけれども、まずは、協議のほうに入っていければというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

ちょっとぼやとした答弁だったかなと思しながら、市長、今まで幾つかの論点についてお話をさせていただきました。今までの論点も含めて、市長として、今のところはイズミというのが、一つの大きな交渉相手とやっているわけですが、これ以降、どのように取り組むおつもりなのか、お考えをお示しいただけますか。

○議長（上野伸五）

市長。

○市長（片峯 誠）

もちろん今部長が答弁しましたとおり、私どもこれまでも、そして、この後もイズミありきというような狭い範囲の中での考え方は持っておりません。これまでも、私は、はっきり言いまして、今までどちらかというと、これは飯塚市に限らず行政の物事の進め方が、市場が動きました。そうすると空洞の市有地ができました。では、それをどうしましょうかというような物事の進め方が全国的にも多かったと思います。そのような進め方では、今からの時代、飯塚市は取り残されていくと思ひまして、もう市長になってすぐから、この計画のことは存じ上げておりましたので、市場をどうするかということで、別のところの交渉も、これは相手先がありますから言えませんが、当たってきましたが、先方から丁寧にお断りをされて、断念したのもございます。

また、住宅地としても考え方はありだということで、担当部署のほうに話をしてしまして、そちらの関係のところ、不動産業者からも2つほどお話がありました。しかしながら、一体的な開発ではなく、部分的開発であったり、開発を徐々に進めていくので10年後には総合開発ができるというような事業者のご都合の開発であり、あのエリアの総合開発だとか、今の飯塚を何とか前進させなければならないという私たちの思いとは相一致しないものでありました。そんな中で、これは3月議会でも報告を担当部署のほうからしたと思いますが、菰田地区の活性化を考える方々との協議の中において、あのエリアの活性化を図るということが一つ。そのための交渉相手ということが一つで、企業誘致の考え方で進めるということで相一致し、それを議会にも報告をしておったところでございます。そのようなことを受けて、今からしっかり飯塚とあの



エリアをどう変えたいかということで、もろもろのプランも持っていますので、それをご理解いただける相手先かどうかを見きわめながら、イズミ以上にそれに合致するところがありましたら、当然そこと今度はしっかりと交渉をし、進めていくということも、市の財産をどう活用するかということですから当然のことだと思っています。

将来のまちづくりを考え、市民の皆様の買い物、そして時間を消費するというような場所の確保や充実、また外からも、今質問者、そして皆さん御承知のとおり、若い人を中心ほとんどの消費活動は、車で市外に行っております。筑紫野のほうに行きましたり、宗像のほうに行きましたり、また直方のほうに行きましたり、久山のほうに行きましたりです。その現状のまま、5年、10年、そして20年たつて、この地区は大丈夫なんでしょうか。私は、福岡都市圏や北九州都市圏にどんどん消費が流れていき、やがて人も流れて、今既に行っているその流れがさらに大きくなる前に、また地元の商業機能の大きな停滞を生んでしまわないために、これを一つの分岐点として、地域商業の活性化を点ではなく、線、面にして、エリアとして、どんな特色と魅力を打ち出すかということ、私どもも責任を持って提示しながら、言うなれば、以前、商都飯塚と言われていた、その再現を地域の方々とともに目指していきたいと思っています。

また質問者がおっしゃるとおり、私も市場、そして今からの商店経営は難しいだろうなというのをつくづくと思っています。ご指摘のとおり高齢化や担い手不足もあります。それ以上に、流通や消費のあり方が、既に変わってきています。調べましたら、人口が増加している地域でも、市場の売り上げは減少しているんです。驚きました、何で人口がふえているのに。これは先ほど言いましたような流通や消費のあり方が変わってきているからです。その中で今から市場の方々がどう工夫をなさっていくのか。未来にどうつなげていくのか。商店もそうでございます。ネットで注文するほうが品物は来ます。何で誘致するのかというお尋ねが恐らく来ると思いますが、買い物を楽しむ時代、そこに行くこと、そこでほかの例えば子育て世代、もしくは高齢者の方が集う、別の何か楽しみがある。そのついでに買い物をする、そんな時代でしか、恐らく商店、ショッピングモールも生き残ってこれない時代になると思います。そんな発想の中で商店、個店であっても特色や個性を打ち出し、それをどんなふうに広報し、外からも、そして市内のお客さんにとっても魅力的な周遊エリアとして、菰田や今の東町、本町商店街、そして穂波イオンを結ぶ一帯の魅力ある、そのような買い物ができる、楽しみもできる、個性ある店舗も点在している、そんなものをつくるとともに、公共交通の充実を図りながら、高齢者でも交通循環の中でお買い物ができるような、そんなエリアを、画を描いて目指していきたいと思っていますところでございますので、その旨も市場関係の皆さん、そして商店街の皆さんにも、今、後5年はもつかもしいない、10年もたないんじゃないか、20年もたないんじゃないか。でも子どもや孫のために一緒に頑張りましょうという声かけをして、将来に残れる地域にしていきたいと思っていますところでございます。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

確かに市長が言われるように商業環境は大きく変わってきています。そして今現在において、飯塚市から周辺市町へ購買が流れている現状もあります。ただ片方では言われたようにネットも急速に拡大をしてきている中で、時間消費と言われました。そのとおりだと思うんだけど、その時間消費をやるための店舗はどのぐらいのサイズなんだろうということを考えると、どちらかというとかなり巨大なものにならざるを得ない。そう考えると、あの市場のサイズで大丈夫なのかどうなのかというところが、またここがネックになってくるわけです。市場と聞いたときに真ん中に道路が挟まれていて、6万4千平米ありますけれど、半分ずつですよね。確かに足して6万4千平米というゆめタウンは結構あるんです。ところが間が入っていて、ほかにもあるサイズができて、それで、なおかつ来ていただけるのかどうなのかとなると、果たしてどうなんだろうと。

以前鶴三緒にもっとどでかいものの計画がございました。今農協さんが道の駅等々を検討しているところですね。最近もフェイスブック上でありますけれど、イズミの今回の計画が出てきた後に、前回こういった計画があったよねという投稿があっておりましたが、本当に大きな計画でした。あのサイズであれば呼べたかもしれない周辺のところからの購買が、今度はよそにもあるサイズでできるのかどうなのか。なおかつ真ん中に道路があるということを考え合わせると、うーんと思わざるを得ないわけです。ぜひ、商業に限らなくても私はいいんだと思っています。以前音楽大学の話もありました。多分、今の時点ではこの話はかなりウエイトとしては落ちてきていると思うんですが、そういったことも含めて、考えることができるのかなと思いますし、それ以外にも時間を使っただけ。ないし、よそにはないものはあり得るんだと思います。そういったことも含めて慎重に考えていただきたい。何よりも、市場をつくりました。イズミが来ました。市場がこけました。空の器が残りました。では困るんですね。ぜひ、そういったことのないように十分慎重に進めていただきたいと要望しておきます。

次に、情報公開・情報共有についてお聞きいたします。ちょっと駆け足になるかもしれませんがご容赦ください。現在の情報公開・情報共有制度について、苦情や評判等、よそも頑張っていると思うんですが、飯塚市の情報公開・情報共有について、どのような評判であったりとか、苦情があったりとか、そういったものは現状どうなっておりますか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

市の情報公開につきましては、実際に文書のやりとりが基本となっておりますことから、速やかに公開の可否を決定することに努めておりますが、この手続にかかる日数に対するご意見、さらには請求と開示というどうしても手続上、最低2回は来庁していただかなくてはいけないことに対するご意見などもいただいております。また情報公開コーナーに取りそろえている各種の情報につきましても、最新のものを早くそろえてほしいといったようなご要望もいただいております。これにつきましても各実施機関に対しまして、速やかに対応をとるように指示しております。今後とも皆さんからいただいたご意見などを参考に情報公開の総合的な推進に努めていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

今の話では、請求があつて公開するという、そこに限られていたかと思うんですが、片一方の情報提供ということを考えると、今ウェブ上はかなり大きなウエイトを占めるんだと思うんです。その点についてはいかがですか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

昨年、市民の方向けにアンケートを実施いたしまして、ホームページにつきましては、情報の見つけやすさについて、どちらかといえば見つけにくいのが29%、見つけにくいのが10%という結果になり、カテゴリーが少ない、情報が探しにくいといったご意見をいただいております。このようなご意見を改善するため、利用者の欲しい情報が見つけやすい利便性の高いホームページの構築を検討していきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

今、だんだん協働という言葉が言われてきております。そういったことを考え合わせると当然

のことながら、事前に情報が提供されていて、同じもので持っているものをベースに協議をするという形になってくると思います。そういった協働の時代の情報公開・情報提供、それについてはどうお考えですか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

昨今の社会情勢からいたしましても、いずれの自治体におきましても、行政だけで全ての施策を展開することに限界があることを認識し、地方自治の本旨である住民自治の充実を模索する中で、行政以外のさまざまな公共主体、つまり自治の担い手である市民や地域団体を初め、企業などの民間団体の力をその自治体の発展につなげていこうとする動きが活発となっておりますことは、御承知のことと存じます。これを実現していくためには、まず考えるべきは相互の信頼関係の構築であります。そのためには、行政側の透明性の確保という点で、各種会議の公開や、さらに進めて、行政以外のさまざまな公共主体自身が参画していくこと、また、わかりにくい行政情報に関する行政側の説明責任などに言及している自治体もあるように聞いております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

となれば、情報の共有、そのタイミングが重要だと思うんです。決まった後に提供されても、実際には協働の土台としては成り立たないと思うんです。やはり協働ということを考えると情報共有のタイミングとしては、できるだけ早く、早くというふうな形になるかと思いますが、いかがですか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

質問議員のご指摘のとおりだと考えております。提供する情報はできるだけ時期を得たもの、つまり、市民協働のまちづくりにおきましては、政策の立案などに市民がかかわっていくときに、例えば、その立案に必要な情報は基本的には、事前に適切な情報を提供しなければ効果が薄れてしまうものということをおっしゃっているんだと思いますが、その考え方につきましては、そのとおりだと認識いたしております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

ではぜひ、早期に、早期にやっていただきたいと思います。それ以外に情報公開・情報提供について、何か問題点等、お考えがありましたら、ご教示ください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

今現在、問題点という部分ではございませんが、実際に情報提供するに当たりましては、そのニーズを見きわめて提供の時期を含め、必要性、有効性をできるだけ高めるといった公開に積極的になるべき観点と、情報公開条例上の適用除外規程や第三者保護の規程といった慎重を期さなければならぬ観点の両方にケースバイケースで十分配慮し、判断していくことが重要であると考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

そのことも大切かと思うんですけど、片一方で思うのは、どれだけ最初から提供されているかどうかと思うんです。図書館を考えてみてください、図書館は2つあるんです。開架書庫と閉架書庫とあるんです。市立図書館に入って右側のほうにずらっと手にとって見られるもの、これは開架書庫です。片一方で事務所の裏側ないし、別のフロアに閉架書庫と言って、係員しか入れない書庫があります。どちらがアクセスしやすいのかなんです。当然のことながら、開架書庫にあるほうがアクセスしやすいわけですよ。閉架書庫にあるのが、今情報公開請求が必要であるものと思ってください。閉架にあるものをできるだけ開架に移す。この作業が必要だと思うんです。ネット社会になった今だからこそ、これはできるんだと思うんですが、前提を変えませんか。この点についていかがお考えですか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

図書館は、質問議員のご指摘のとおり閉架書庫も館内端末ですぐに検索ができて、すぐに職員が持ってくるができるんですが、それにも増して今現在の情報公開制度はちょっとなかなか手がかかるとなっていることは認識いたしております。おっしゃるように情報を得る側の利便性を拡充するためには、データ化が可能なものはホームページ上に掲載し、市民等が必要な情報を簡易に探し出せる仕組みをつくる必要であるとは認識いたしております。公開可能なデータにつきましては積極的に公開するよう、職員への周知を図るとともに、利用者がアクセスしやすい掲載方法等を検討していきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

すぐに一遍にがらっと変えることは難しいですが、基本的な考え方を変えた上で、どんどんどんどんやっていただきたいと思っております。

次に、国際化における諸問題について、お聞きいたします。先日、ミャンマー、そしてベトナム帰国報告会が行われました。そのときに、外国人の雇用労働という話がございましたが、その後の取り組みはどうなっているのか、お聞かせください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

6月20日のタイ、ベトナム帰国報告会におきまして、労働力不足の解消に向けた外国人技能実習生送り出し機関の現状、海外販路開拓及び企業進出の可能性について、視察報告を行ったところでございますが、その後の取り組みにつきましては、8月19日に福岡県出入国在留管理局総括管理監及びジェトロ福岡の所長を講師にお迎えしまして、また、本市が取り組んでおりますアジア経済交流推進事業の説明を含めたアジア経済交流推進セミナーを開催し、9月5日には、福岡県のバンコク、香港などの海外駐在員を講師に迎え、海外展開セミナー・福岡県海外駐在員活動報告会を開催いたしました。また、本年11月11日から16日にかけて、外国人材の受け入れ拡大、海外販路開拓及び企業進出に向け、市内の中小企業者を対象に、近年、技能実習生が増加し、経済成長も高いベトナム及び将来を見据え発展が見込まれますミャンマーを訪問するアジア経済交流推進事業視察ツアーを予定いたしております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

この外国人の生活環境については、窓口対応について、一度お聞きしたことがあります。その後の対応はどうなっておりますか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

本年3月に策定いたしました、国際都市いづか推進計画の基本方針に、多文化共生と国際交流・経済交流の2つを大きな柱として掲げております。多文化共生の推進としまして、地域における国際理解の推進や外国人への生活支援等を推進していくことといたしております。現在、具体的な取り組みといたしましては、外国人向けの日本語教室や福岡県行政書士会との連携により、外国人に関する無料相談会を定期的を開催いたしております。窓口対応についてでございますが、基本的には国際政策課職員が窓口担当職員からの依頼に基づき、外国人来訪者の対応をいたしております。また、庁舎外での外国人への対応につきましては、自動翻訳機を持参いたしまして対応しているところでございます。また、そのほかにも行政サービスの多言語化の実現に向けまして、多言語タブレットの導入について、現在、検討いたしているところでございます。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

早速の対応ありがとうございます。

次に帰国報告会では、この外国人の労働者の前に、女性、高齢者等々の発言があったかと思えます。実際、そのとき市長はどうやってお話しをされましたか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

帰国報告会におけます市長のご発言についてのご質問でございますが、市長就任以来、地域経済活性化に向けた取り組みを検討している中で、本市におきましても、まさに人口減少に伴う人手不足、人材不足が始まっており、企業における労働力不足、後継者不足により規模の縮小や廃業といった声を聞いており、そのことを強く懸念をいたしておるところでございます。これらの課題を解消するための方策として、1番目に、女性や高齢者の働きやすい環境づくりに取り組み、地域経済の活性化につなげる。2番目といたしまして、ロボットやITの活用によって、担当者の仕事を軽減するなど、働きやすい環境づくりによる人材不足解消の取り組み。こういった取り組みを進めてもなお、人手不足、人材不足が想定されますことから、外国人の雇用について、取り組むといったご説明をされておるところでございます。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

外国人の雇用の前に、女性、高齢者、そしてITの活用、そのとおりだと思っております。であるならば、それをきちんとやらなくてはならないと思うんです。待機児童がいれば、女性の活躍はできません。ぜひ、それをやっていただきたいですし、地域の大学を考えてもITの利活用は、しっかりやっていただくべきであると思っております。

次に、教育環境についてお聞きいたします。就学前教育について、やっていることと予算額について、ご案内ください。またあわせて、この就学前教育に注力することが効果的であるという数字、研究があるのを御存じかどうか。そして、御存じであればどのような説があるのか、どう考えるのか、ご案内ください。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

まず、教育委員会が行っております、就学前教育にかかわるものとして、幼児期の

教育と小学校教育の円滑な接続を図るために、市内各小学校において、幼児が小学校就学に極端な不安を感じないように、就学前の幼児が小学校の活動に参加したり、入学後にかかわりが深くなる5年生児童が、保育所やこども園、幼稚園を訪問したりするなどの交流活動の機会を設け、連携を図る取り組みを行っております。

さらに、この幼少期と児童期の接続を円滑にするために、飯塚市内の保育所、こども園、幼稚園と小学校が、次年度の小学校新1年生の対象幼児にかかわる情報交換を行い、入学後のきめ細やかな指導、支援に生かすことを目的に保幼小連絡会を開催しております。

また次年度、小学校へ入学予定の幼児の保護者を対象に、心身の発達や就学などについて、悩みや不安を相談する就学相談会や保護者の教育的ニーズに対応することができるよう、就学指導委員会を実施いたしております。一方、社会教育、生涯学習の観点からは、身近な人々への愛着、基本的な生活習慣及び初期的な道德感や社会性を身につけてもらうことを目的といたしまして、遊びの場を提供するプレーパーク事業、4カ月健診の乳児を対象といたしまして、絵本を配布するブックスタート事業、さまざまな体験活動を通して社会性を養う野外体験活動支援事業や植物栽培活用体験事業などを実施いたしております。また、就学前教育の支援といたしまして、平成30年度からは、生涯学習ボランティアネットワーク事業を活用いたしまして、市内にある保育園、幼稚園などの子育て関連施設で伝承遊びなど、それぞれの施設の特性を生かした体験活動を実施する際には、スキルや知識を持つ市民を講師として派遣することも行っております。これらの就学前教育にかかわる事業の本年度の予算額につきましては、人件費を除きまして、約296万円となっております。

次に、この就学前教育の注力することが有効であるかということ、どのように知っているかというふうなお尋ねでございますが、この幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期でありまして、特に自尊心や自己肯定感、協調性や思いやりといった非認知能力を育む最も重要な時期であると言われております。このことは、平成30年度に完全実施になりました幼稚園教育要領や保育所保育指針において、その内容が多く盛り込まれていることからわかります。この非認知能力は小学校以降の主体的な学びの土台になるものでございまして、小学校においては、幼児期の育ちを受けとめ、さらに発展させていく必要があると考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

近年注目になってきて、小学校、中学校の主体的な学びの土台になる非認知能力であります。となれば、市教育委員会としても、幼稚園、保育園に関しては多少所管が違うかと思うんですが、片一方で小学校、中学校ないし、その後子どもたちの人生を考えると、ここをきちんとやるのが大切だよねということは、思いは同じだと思うんです。教育長、そうですよね、いかがですか。

○議長（上野伸五）

教育長。

○教育長（西 大輔）

部長の答弁にもありましたが、幼児教育の重要性につきましては十分認識しております。特に、非認知能力と言いましたが、今子どもたちに特に必要なものは何かと言われましたら、やっぱり学び方、あるいは学び続ける力、あるいは学びに向かう力、そういった力があるんだと思っています。その基礎となる、先ほど部長が申しましたような力、そういうのが根底にある。それは就学前教育で特に培わなければならない大事なものと認識しております。今後、教育委員会としましては、幼少期の教育において、しっかり取り組む必要があるとも考えています。就学前教育のあり方につきましては、子育て支援課においても協議がなされております。教育委員会としましては、今後、関係課と連携を図っていきたいというふうに考えておりますし、子育て支援課と

の連携強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

教育長が言われたように、今子育て支援課、福祉部のほうでは、子ども・子育て支援事業計画を立案中であります。ここで大きく5年間の方向が変わるわけです。ぜひ、教育委員会としても大切なので、ここを分厚くしようよという部分を教育委員会の中でもお話になった上で、ぜひ、その部分を働きかけていただきたいと思います。

それでは、子ども・子育て支援事業計画、子育て環境について、お聞きいたします。今お話ししました子ども・子育て支援事業計画についてですが、まず進捗状況のご案内をいただけますか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

お尋ねの次期子ども・子育て支援計画につきましては、令和2年度からの5カ年を現在策定中でございます。現在、2回の会議を開いて、現在進行中でございます。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

今お話ししました就学前教育、この部分に関してはどのような計画がございますか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

お尋ねの就学前教育につきましては、先ほど言いました、現在策定中の支援計画の中で国が示します、子ども・子育て支援法に基づく、基本指針の改正案では、幼児教育、保育の質の向上に資するよう、市町村は教育保育に関する専門性を有する指導主事、幼児教育アドバイザーの配置、確保等の項目が追加されておまして、この部分が新たに計画の内容に盛り込む予定となっております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

乳幼児期以外の小学校、中学校の教育を考えると、質の向上という中では、教師の定数の増加というのがうたわれ、少人数学級をやってこられました。片一方で、乳幼児期に関しては、残念ながら国基準をベースでやっている状況があります。ただ、大切な乳幼児期ということを見ると、ここに対する投資をしっかりと分厚くする、そのことが保育士の確保にも役に立つと思っています。そういったこともあわせて、今回の計画で考えるべきだと思いますが、いかがお考えですか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

ご提案につきまして、就学前教育の重要性につきましては、アメリカの大学の研究結果でも、公表されております。そういった状況からも就学前教育の質の向上は大変重要であるというふうには認識しております。現在、策定中の子ども・子育て支援計画のこの具体的な内容につきましては、今後、現在審議をしております子ども・子育て会議で、協議検討されていくものと考えておりますので、議員のご提案の内容につきましても、あわせて論議がされるのではないかとこのように考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

論議の土台となるのは市としてどのような提案があるかというところがあるかと思うんです。ぜひ、今教育長の話にもありました。市長は元教育者でございます。今でも教育者であるかも知れません。ぜひ、そういった背景を考えると、この飯塚は次世代にきちんといい教育を与えるんだ。そのことによって、市政を大きくやっつけていくんだということを感じられるような計画をぜひ立案していただきたいと思っています。

最後に、児童虐待防止についてお聞きいたします。飯塚市の子どもをみんなで守る条例が4月から施行されました。年次計画及び早期発見対応指針、また、いわゆる保護支援指針については、1年後までにつくってくださいという条例立てとなっております。その進捗状況については、どのようになっておりますか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

ただいま、質問議員が言われましたように、飯塚市の子どもをみんなで守る条例の第5条におきましては、児童虐待防止等の施策を推進するための具体的な年次計画、それから条例の第9条では、児童虐待の早期発見及び早期対応に努めるための早期発見対応指針、さらに第22条では、児童虐待を受けた子ども及びその保護者へ保護及び支援を行うための指針、これらについて、条例施行から1年以内に制定するということになっております。現在、その制定に向けて内部で検討しているところでございます。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

今後のスケジュールはどうなっていますか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

現在、1年以内ということでございますので、主要な関係機関で構成をしております要保護児童連絡協議会、ここの意見を伺いながら、期限までに策定をするところで考えております。まだ予定の段階でございまして、各委員の皆様方のスケジュール等が調整できておりませんので、明確なところではございませんが、10月には1回目の会議を開催いたしまして、年度内の3回ほどの会議によって、この指針等を策定していきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

今、要保護児童対策連絡協議会で検討したいという話でございました。協議会以外の関係機関等から、ぜひこういった部分は興味があるし、私どもが関係するところはぜひ一緒に協議をさせていただきたいという申し出があったらどうなりますか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

本市では児童虐待案件につきましては、飯塚市要保護児童連絡協議会マニュアル、これに基づきまして要保護児童連絡協議会において、適切な対応を行ってきております。早期発見対応指針及び保護支援指針につきましては、このマニュアルをもとに各指針として作成をいたしますが、



当マニュアルには具体的な児童虐待への対応方法等が記載されているため、運用上の支障が出ないように部外秘の取り扱いとしております。一方で各指針については、条例の第4条で基本方針にも記載されておりますとおり、子どもを児童虐待から守るには、地域や行政が一体となって取り組むことが必要であることから、基本的な考え方や取り組み方針については、保護者を初めとする市民等や関係機関等にも公表する必要があるものと認識をしております。そうしたことから、各指針の策定には、慎重な取り扱いが必要となりますことから、主要な関係機関で構成しております要保護児童連絡協議会、こちらのほうで意見を伺いながら策定をしてみたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

簡単に言うと、要対協以外のところとは協議しないよということによろしいんですか、策定までは。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

まずは、要保護児童連絡協議会の中で策定をしてみたいと考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

次に、策定後については公表すると言われたと思いますが、それによろしいのかどうか。策定後について、こういった意見があるんだけどというお話があったときには、要請に対して協議等々をするお考えがあるのかどうか、お聞かせください。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

策定は1年以内ということで、本年度中に要保護児童連絡協議会の協議をもって、確定をしたいと思っております。その後につきましては、条例のほうでは公開というふうにはなっておりませんが、子どもは公開をしていきたいというふうを考えておりますので、その後、公開されました指針等につきましては、ご意見がございましたら、真摯に承りたいというふうに思っております。またそういったご意見について、来年度につきましては、要保護児童連絡協議会のほうにもご報告をさせていただいた上で、改正の必要があるということであれば、改正をしてみたいというふうに思っております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

総務部長にお聞きいたします。先ほど情報提供・情報公開のところで協働というお話をしました。そしてその情報の提供ないし、情報共有の時期は、できるだけ早期にすべきだというお話がございました。お聞きいたします。情報公開条例の目的に関しては、当然のことながら、説明責任とあわせて市民の市政に対する参画監視を一層促進し、公正で開かれた行政の確立と民主的な市政の発展に寄与すること目的とするところとあります。となると、先ほどの総務部長のお考えがそのとおりでと思うんです。改めてお聞きいたしますが、そういう理解でよろしいですね。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

質問議員のご指摘のとおりでございます。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

先ほど福祉部長のお話の中では、策定のときはオープンにしないと。その後についてはオープンにした上で協議に応じるという話なんです。本当にこれで正しいのかどうなのかと思うんです。要保護児童連絡協議会で協議すると言うんですけど、その構成員はと考えると、例えば保育園、幼稚園、そして市立病院ということで考えます。入っているのは、保育園の業界から選出された者、1名が入っています。ただ、この方は帰って業界と相談することができませんよね。どうなっていますか。また市立病院の先生とかも入っていませんよね。いかがですか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

そのとおりでございますが、要保護児童連絡協議会自体は児童福祉法を根拠に設置をしておりますが、この委員については守秘義務が課せられてございますので、委員の方々につきましては、この会議の中で知り得た情報については、守秘義務があるということになります。また、お尋ねの市立病院については、委員には入られておりません。入っておりますのは、医療機関としては飯塚病院と医師会のほうが、委員として入られております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹委員。

○12番（江口 徹）

福祉部長はお話の中で要対協のマニュアルは非公開で、これをベースにやっているんだというお話がございました。ここに奈良の要対協のマニュアルがあるんです。これはネットに上がっているわけですよ。対応は結構細かく書かれているんです。非常に参考になるんです。これについても、皆さん方に提供したことがございます。関係機関と一緒にやっていかななくてはならない。飯塚市の子どもをみんなで守らなくてはならないというふうな形の条例をつくらせていただきました。限られた関係機関が努力しても、どうにもならないところに来ているからみんなで守ろうという話です。そしてなおかつ、しっかりとしたパートナーとしてやっていただかなくてはならない関係機関等々、一部が入っているから、ほかの方々はお話しを遠慮してください。これはいかがなものかと思えます。市長、いかがお考えですか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

お尋ねの件でございますが、質問議員が言われることは非常にごもっともな面もございます。ただし、この要保護児童連絡協議会の設置目的、それから、ことしの3月に制定されました、飯塚市の子どもをみんなで守る条例、これの目的が子どもの命を守ることということになります。ですので、要保護児童連絡協議会の皆様方もいろいろご意見はお持ちではございますが、やはり委員一同、皆様が子どもの命をいかに守るかという点では全て一致をされてございますので、現在、条例に沿った指針等の策定に当たっての方法についてのご意見を頂戴したりしておりますが、今後についても、現在考えておりますように、まずは要保護児童連絡協議会の中で、委員の皆様方の意見を反映した上で、子どもの命を守るために必要なものについて、議論をまず、させていただきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

子どもの命を守りたい、皆さん一緒なんです。だからこそ、その協議に参加したいという方々がおられたときに、要対協でやっているから、それが終わるまで待ってくれでいいのかという話なんです。ぜひ、ありがとうございます、一緒にやりましょうではないんですか。きょう市長は答えになりませんでした。ぜひそのことを考えあわせて、先ほどの総務部長のお話と福祉部長のお話は、ちょっとずれがあると思っています。ぜひ、内部で改めてどうするのか、考えていただきたい。子どもの命を守るために、方向は一緒ですよ。そのときに、みんな助けてよと言うのか。私たちが考える。それが決まった後に見えますから、これに従ってやってください。不都合があったら教えてください。違うんじゃないかなと思うんです。ぜひ、再考をお願いしたいと述べて、一般質問を終わります。

○議長（上野伸五）

本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、明9月11日に一般質問をいたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3時39分 散会

◎ 出席及び欠席議員

( 出席議員 28名 )

1番	上野伸五	15番	田中裕二
2番	坂平末雄	16番	吉松信之
3番	光根正宣	17番	福永隆一
4番	奥山亮一	18番	吉田健一
5番	土居幸則	19番	田中博文
6番	兼本芳雄	20番	鯉川信二
7番	金子加代	21番	城丸秀高
8番	川上直喜	22番	松延隆俊
9番	永末雄大	23番	瀬戸光
10番	深町善文	24番	平山悟
11番	田中武春	25番	古本俊克
12番	江口徹	26番	佐藤清和
13番	小幡俊之	27番	道祖満
14番	守光博正	28番	秀村長利

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 井 桁 政 則

議会事務局次長 村 上 光

議事総務係長 太 田 智 広

書 記 安 藤 良

議事調査係長 岩 熊 一 昌

書 記 伊 藤 拓 也

書 記 今 住 武 史

◎ 説明のため出席した者

市 長 片 峯 誠

都市建設部次長 中 村 洋 一

副 市 長 梶 原 善 充

教 育 長 西 大 輔

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 久 世 賢 治

行政経営部長 藤 中 道 男

都市施設整備推進室長 山 本 雅 之

市民協働部長 久 家 勝 行

市民環境部長 永 岡 秀 作

経 済 部 長 諸 藤 幸 充

福 祉 部 長 實 藤 和 也

都市建設部長 堀 江 勝 美

教 育 部 長 久 原 美 保

企 業 局 長 原 田 一 隆

公営競技事業所長 浅 川 亮 一

福 祉 部 次 長 石 松 美 久

